

第八十回 参議院建設委員会議録 第五号

昭和五十二年三月二十二日(火曜日)

午前十時四分開会

出席者は左のとおり。

委員長 理事 小谷 守君

土屋 義彦君

赤桐 操君

遠藤 要君

神田 博君

中村 権二君

堀内 俊夫君

望月 邦夫君

栗原 俊夫君

二宮 文造君

矢原 秀男君

上田耕一郎君

長谷川四郎君

田澤 吉郎君

松本 作衛君

栗屋 敏信君

加瀬 正藏君

大富 宏君

中村 清君

桜野 康行君

建設省河川局長 浅井新一郎君

建設省住宅局長 山岡 一男君

建設大臣官房長 建設大臣官房会計課長 建設省計画局長 建設省都市局長 建設省河川局長 建設省道路局長 建設省住宅局長

事務局側 常任委員会専門員

参考人

住宅金融公庫総裁
日本住宅公団理事長
日本道路公団理事長
水資源開発公団副総裁
宅地開発公団総裁

浅村 康君

南部 哲也君

前田 光嘉君

吉田 喜市君

小林 誠一君

志村 清一君

○委員長(小谷守君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小谷守君) 建設事業並びに建設諸計画に関する調査を議題とし、建設行政及び国土行政の基本施策並び建設省及び国土庁関係予算について、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○栗原俊夫君 初めて建設委員会というところへ配属されまして、まことに素人でございます。しかし、国民の標準的な観点でいろいろお尋ねをしてみたいと思いますが、まず最初に、この国会で、予算の中で景気浮揚は公共事業が第一番だという福田総理の主張に対して、公共事業も確かに必要だけれども、この不況を何とか切り抜け、景気を浮揚させるためには国民大衆に実際的な購買力をを持たせなきやだめだということ、私たちは一兆円減税というものを強く主張してまいりました。もちろん減税だけでいいというわけではなくて公共事業も必要だ、しかし、公共事業の中でも大型プロジェクト等に偏つて一般的にその金が流れないのでうまくないのではないか。公共事業の中でも全般的に金の散る、特に生活に関連した住宅その他、地方にも金の散るような公共事業が大事なんではないかといふような論議が展開され、今日だいまでも予算委員会等で展開されるわけであります。減税については、先般三千億円の上積みをし、そしてまたいろいろと年金その他の共済等の早期実施等によっておおむね七千数百万の減税的な処置がとられる、こうしたことになりました。

この間、公共事業の大変な部分を担当する建設省では、長谷川大臣を中心にして、前年度に比べて非常に大幅な予算増がある、こういうことで大臣も胸を張つておられるわけでありますが、景気浮揚について公共事業が減税よりもいいんだと、そういう金があるならば公共事業をやると主張しておる福田大臣、そしてその指揮下にある長谷川大臣は、景気浮揚と予算の関係についてどのように御所見をお持ちですか、ますお伺いたしました。○國務大臣(長谷川四郎君) お説のように、両立いたしまして減税相伴つて施行することになります。したから、かなりの効果はあると思いますけれども、その中ににおいて生活関連の事業、こういうような点に特に意を用いて、そして今回予算をつくったわけであります。世論調査の結果から言いましても、総理府でいろいろ調査した結果から見ましても、公共の方がはるかにいいじやないかというような数字があらわれてきております。しかし、といって、この取り扱い方であります。しかしこれども、大型プロジェクトのようなもののみにこだわつて、公共の方ではございませんし、生活関連といふものから考えていく、またちょっと大型になりましても、今までのよろんな大型を一社会に請け負わせるとか二つの会社に請け負わせるとか、そういうようなことでなく、本年度は特に中型になりましても、今までのよろんな大型を一社会に請け負わせるとか二つの会社に請け負わせるとか、そういうことまでをやりまして、特にまた中小におきましては、中小工業者の中小の業界になるべく行き渡るようになります。しかし、今までのよろんな大型を一社会に請け負わせるとか二つの会社に請け負わせるに、大きなものでありましてもこれを分割をいたしまして、そして専門にそれに携わるようだとしてありますし、特にまた中小におきましては、中小受けられないよろんな方に企業体をつくりまして、企業体によってこれを引き受けているようなことを今までをやりまして、なるべくその予算が広く大きく効果があるようになつていいのかなればならぬ、これが基本方針であります。したがつて、たゞいま御審議を願つておる予算が通過をした後には、そのような方法をもつて今後の使用方法を行つていくと、こういうふうにやつ

○参考人出席要求に関する件

(建設行政及び国土行政の基本施策並びに建設省及び国土庁関係予算に関する件)

○治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小谷守君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

参考人の出席要求に関する件についてお詫りいたしました。

建設事業並びに建設諸計画に関する調査のた

め、本日の委員会に参考人として住宅金融公庫、日本住宅公団、日本道路公団、水資源開発公団及び宅地開発公団の役職員の出席を求めるることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

ております。でありますから、私たちも公共といふ問題につきましては、かなり広く行き渡っています。この問題には関連業界が多くござります。いろいろ数を数え切れないので、その関連業界に対する大きな刺激がございますので、そういうふうに考えておることになります。

○栗原俊夫君 景気浮揚のために莫大な予算を獲得する、そしてこれを景気浮揚のために使つていい、そのためにはやはり予算をきわめて効果的に、しかも公正厳正に使われなきゃならぬ。このように思いますが、近ごろいろいろと各地で汚職事件が頻発しております。恐らく汚職が表面化しておるのは水山の一角にすぎないだらうと思うんであります。そこで、請負に汚職が起こる、一体何で汚職が起ころんなど、どういう理由で汚職が起ころんなども、多く私たちの耳目を驚かせるものは、請負に関連した汚職事件でございます。

○国務大臣(長谷川四郎君) 私もまだ短い年月でわかりませんけれども、われわれの関知するところによりますと、大体国内に建設業者と建設業者とが四十万を突破するだけあります。したがつて、それだけの方々に対する仕事がまんべんなくというか、その方々に充足するだけの仕事の量がなかつたと、こういふような点。そこで、なるべく自分の会社にそれを指名してもらおうとか、入札をしてもらいたいというような点、こういふような点についてのいろいろな競争率が非常に激しいといふような点がまず一点挙げられていくだらうと思う。そこで、なるべくその人たちに近づいて、そしてその内容を知りたいとか、その内容に近い金額を教えてもらいたいとかいうよう

な意欲がその結果を生み出していくものだと思えます。したがつて、今後はそういうことの間違つてもないよう、あり得ないような方法をどうするのか一般でございます。指名競争入札に付するのが一般でございます。指名競争入札の場合には、大体十社以内に指名をいたすわけでございまして、予定通達も出しますし、いろいろ言葉の上でも注意を喚起しておりますけれども、なかなか徹底しなかつたことだったと思うのであります。昭和五十二年度、私が入つてからは特に全員の職員に対しましても、間違つても行政の上に立つてそういうような間違いがあつては相なりませんといふことを申しつけてありますし、今後はそういうことの絶対ないよう十分に注意を促しております。やはり注意を促しておるところでございます。今後は恐らくそういうことがないであろうといふけれども、いまのところは考えておる次第でございます。

○栗原俊夫君 きわめて初步的な質問でありますけれども、一般国民にもわかっておるようではわからないのが、請負はどんぐりにして行われておるんだといふことが恐らくそんなことはわかつておるはずではないかということなんだけれども、実際には国民にはよくわかつております。予算が具体的に使われていくまでの経過について、基本的なところを概略御説明を願いたいと思います。

○政府委員(栗原俊夫君) 予算が成立いたしました場合には、個所ごとに事業実施の金額を定めます。したがつて、地方建設局直轄工事の場合は支出をした連続した工事で切り離すことができないものの、または、その工事を請け負つておる者が契約をした方が工事の一体化的な施工に便利なもの、たとえばダム工事で申しますと、砂利の骨材の採取でございますとか、あるいは工事道路の整備等、そういうものが随意契約でなされる場合がございますが、きわめて例外でございます。

○栗原俊夫君 かつて私、衆議院でやつかいになつた段階で、日本電力公社等で非常に随意契約が多いのでといふ論議論したことがありますが、特殊な技能があるとか、いろいろなことを言つて説明を受けました。建設省関係でそうした特殊な技能とか特殊な技術、こういう関係で相当まとめた工事で当初から随意契約になる、こういふような場合はこれはほとんどないのですか。

○政府委員(栗原俊夫君) 会計法上随意契約が許される場合は、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合」というふうに書いてあるわけでございますが、契約権限が発生をいたすわけでございまして、それから契約に向かうわけでございます。

○栗原俊夫君 ます。そうして、初めて直轄並びに県・県の場合はもちろん県の予算が通るので、都道府

けれども、土木工事のように専門的、技術的な知識が必要なものにつきましては、指名競争入札に付するのが一般でございます。指名競争入札の場合には、大体十社以内に指名をいたすわけでございまして、予定価格の範囲内で一番安い者が原則として落札をいたすわけでございます。そして落札に基づきまして正式に契約を結びまして、それから工事の実施に入るというのが一般的の順序でございます。

○栗原俊夫君 一般競争入札、指名競争入札、そのほかに随意契約なんという方法もあるとか聞いておりますけれども、そういうものはあるんでござりますか。

○政府委員(栗原俊夫君) いま申し上げました指名競争入札、一般競争入札が原則でございますが、場合によつては、会計法上特別で随意契約が認められている場合がござります。土木工事につきまして随意契約をいたします場合には、関連名競争入札、一般競争入札が原則でございますが、場合によつては、会計法上特別で随意契約が認められる場合がござります。土木工事につきまして随意契約をいたします場合には、関連をした連続した工事で切り離すことができないものの、または、その工事を請け負つておる者が契約をした方が工事の一体化的な施工に便利なもの、たとえばダム工事で申しますと、砂利の骨材の採取でございますとか、あるいは工事道路の整備等、そういうものが随意契約でなされる場合がございますが、きわめて例外でございます。

○政府委員(栗原俊夫君) 建設省におきましては、直轄工事につきましてあらかじめ建設業者の登録をいたすわけでございます。登録をいたしまして、その者の過去の非行がなかつたか、あるいは優良な工事を行つたかどうか、そういうことを勘案して登録をいたすわけでございます。そのままに登録をいたします場合に、工事規模に応じましてA、B、C、D、Eのランクを設けておるわけでございます。たとえばAランクは三億円以上、Bランクは一億二千万円以上三億円未満、Cランクは三千円以上一億二千万円以内、Dランクは一千円以上三千万円以内、Eランクは一千円未満、そういうふうに、それだけの工事をし得る業者をそれぞれランクづけをいたしまして、入札をいたします場合にはその能力に応じまして選定をいたすわけでございます。そういうふうにあらかじめ業者を登録して、かつ発注区分ごとにランクづけをいたしまして、工事の規模に応じましてそのランク内の業者から指名をいたすと、こういうふうに相なつておるわけでございます。そのまたランク内の業者の指名につきましては、これはそ

いますが、まあ建設省の場合は先ほど申し上げましたが、特殊な例を除いてきわめて例外でござります。ただ、災害が発生をいたしました場合にございましては隨意契約による場合もございます。そういう意味できわめて例外でございます。

は、建設省は官房長通達をもちまして各地建にその基準を示しております。の場合に、工事費の中には直接工事費と間接工事費があるわけござりますけれども、直接工事費の額を下回った場合におきましては一応調査の対象にするということにいたしております。さらに、場合によりましては、契約ごとにその予定価格の十分の八、あるいは二分の一というような範囲内で契約担当官が判断をいたしまして、個別にその調査をするか否かを決定をいたしておるということをごぞいます。

○栗原俊夫君 そうしますと、基準を持つておると、こうおっしゃるんですが、具体的には、最低見積価格という性質のものが具体的な数字としてあるのですが、あと水公團にもそういうことについて聞いてみようと思つておるんですけれども、最低見積価格といいますか、予定価格といいますか、そういうものがどんびしやりと出ておるんですか。さもなくて、一応その基準があり、基準によつて、できるかできないかと、いうようなことを判断するということになると、開札はしたけれども、ちょっと競争が激しいというか、数字が出てきた、そうすると、そこでは落札が決まりぬと、その間に時間もかかり、判断をするという、判断が入りますから、かなり問題が介在できる余地がある、外から見るとですよ。判断によってどうにでもなる、物差しでびたりとはかるんではなくて、判断によって落札者を決めるという場面が出てくる、このように思えるんですけど……。さらにつけ加えれば、そういうところに問題の起る余地が出てくる危険性があると思われるんですけれども、この辺はどうなんですか。

○政府委員(栗原俊信君) 今まで申し上げましたわが国会計法二十九条の六の制度は、いわゆるローラーリミットと申しましようか、最低入札制限価格制度とは異なるわけでございます。

ある、あと言えば、これは中枢ではなくて、第一大臣にも聞いた、汚職の問題はどこに発生するかということで、私は大きく分けて、指名競争入札の相手とするということで、あくまでも競争入札の中の一環だというふうに考えておる次第でございます。

○栗原俊夫君 ばかりしつこく聞くのは、先ほど

した履行がなされ得るかどうかということを判断をして、その案件ごとに十分調査した上で、否とする場合は落札をさせず次順位者を上げる、可と不可とおきましては、一応調査の対象にするということにいたしております。さらに、場合によりましては、契約ごとにその予定価格の十分の八、あるいは二分の一というような範囲内で契約担当官が判断をいたしまして、個別にその調査をするか否かを決定をいたしておるということをごぞいます。

○栗原俊夫君 まあなに聞いてみますといふと、そななると、一応基準は持つておる、実質的には指名会社から見積もりを出させ、見積もり合

わせの中から一番この工事に適格者を選ぶというようなことになりそうな感じがするんですけど、もう、その辺はどうなんですか。どうも入札、落札値が通つたんだと、これから聞く水公團の方では恐らくローラーリミットが引かれてあるから、これがから下だからだめだったんだと、これは世間ですぐわかります。しかし、そういうもののがなくて、それから下だからだめだったんだと、これは世間ですぐわかります。しかも具体的にはそういう、それが安値が排除されるという論理というものが、一般国民から見るとなかなかこれはわかりにくい。何があるんじゃないかというような観点からやはり見られがちだと。しかも具体的にはそういう、そのことで起こった問題がどうかはそれぬけれども、まあ請負を通じていろいろ問題が起こつておる。こういうところはどんなぐあいに国民に理解できるようにやつていけるのか、そのあたりをひとつ。

○政府委員(栗原俊信君) まあいまの低入札価格調査制度は、先ほども申し上げましたように、その価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合に発動される制度でございまして、まあ粗漏な工事が行われる、あるいは技術的に不十分な工事が行われることによってかえつて国民に損害をかけるということがあつてはならないといういわばぎりぎりの歯どめの制度でござります。建設省は、先ほど来この制度のことについて御説明を申し上げておりますけれども、昭和五十一年度からこの制度を実施いたしております。この指名競争入札をいたしました場合その中で最低価格を入れました請負業者と契約を結ぶのでござりますけれども、先ほどもお話をございましたように、その相手方がどうもこちらが期待しているような質のいい仕事ができないような落札価格である、あるいは不公正な競争が行われるような落札価格であると認められました場合はそれを除きましたが、他の最低価格に入れました請負業者と契約することに相なつておるわけでござります。

いまの場合、それではどういう方法でそれをやつておるかということでござりますけれども、おお、今後こういう事態が発生するかどうかにつきましては、まだ確言は申し上げることができませんけれども、先生の御指摘のように、この制度を設けておるわけでございまして、この最低制限価格制度とはどういふかといふことのないように十分注意をしてまいりたいと考えております。

ればその者に入札をさせますし、その者によっては履行ができないという場合には次順位者を契約の相手とするということで、あくまでも競争入札の中の一環だというふうに考えておる次第でござります。

○栗原俊夫君 ばかりしつこく聞くのは、先ほど

○政府委員(栗原俊信君) 今まで申し上げましたわが国会計法二十九条の六の制度は、いわゆるローラーリミットと申しましようか、最低入札制限価格制度とは異なるわけでございます。

ある、あと言えば、これは中枢ではなくて、第一大臣にも聞いた、汚職の問題はどこに発生するか

ということで、私は大きく分けて、指名競争入札の相手とするということで、あくまでも競争入札の中の一環だというふうに考えておる次第でござります。

○栗原俊夫君 ばかりしつこく聞くのは、先ほど

○政府委員(栗原俊信君) まあいまの低入札価格調査制度は、先ほども申し上げましたように、その価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合に発動される制度でございまして、まあ粗漏な工事が行われる、あるいは技術的に不十分な工事が行われることによってかえつて国民に損害をかけるということがあつてはならないといういわばぎりぎりの歯どめの制度でござります。建設省は、先ほど来この制度のことについて御説明を申し上げておりますけれども、昭和五十一年度からこの制度を実施いたしておりますが、いまだ適用した事例はございません。なお、今後こういう事態が発生するかどうかにつきましては、まだ確言は申し上げることができますけれども、先生の御指摘のように、この制度を設けておるわけでございまして、この最低制限価格制度といふもの

を設けておるわけでございまして、この最低制限価格制度といふもの

価格でございますが、これにつきましては見積価格に最低制限率を掛けます。その最低制限率は、これは契約審査委員、現在公団では本社で五人いるわけでございますが、その人の意見を聞きまして、その率を定めるわけでございまして、その予定価格の積算基礎となりました経費について、企業努力あるいは能率向上あるいは作業配置の合理化というようなものによって労務費が節減されると、どれだけ節減されるか、またいろいろ資材等によつてもどれだけ勉強ができるかというようなこと等を考えまして最低制限率を決めて、それを見積価格に掛けまして最低制限価格を決めておるわけでございます。この最低制限価格に達しない場合は、これは先ほど申し上げました、この価格によって契約の内容に適合しまして履行がなされないおません価格を入れました請負業者につきましては、これにつきましてはやはり契約審査委員に対して契約職から諮問して、その意見を聞いてどうするか決めるということにいたしておりますわけであります。

は契約審査委員にさらに再質問しましたけれども、やはり最低制限価格がある以上、これを割ったものは契約の相手方にしない方が適当であるということで、三位の熊谷組と契約をいたしたのでござります。そういういきさつでございます。

○栗原俊夫君　事前におたくの方々と話をして、いまではどんびしやりとローアーリミットを下に抜けたものは排除するということになつておるやに聞きましたけれども、まあ私が思うのは、それは一応わからぬではありません。しかし、私は、指名する以上はとにかくその仕事を完全にやり遂げる資格がある、縱から見ても横から見ても資格がある、技術からも資力からも資格があると、これがやっぱり指名の内容でなければならぬと思うのですね。その指名した会社がこれならやりますよと言つた場合に、それをローアーリミットをもぐつたからといって排除する、どうもこの辺が実はよくわからぬのですよ。下へもぐつてできぬような業者なら、初めから指名しなきゃいいではないか。指名 자체に問題があるじゃないか。これでやりますと言う以上は、信頼のできる業者を指名すべきであるというぐあいに考えるわけですね。これが一点。

いま一つ、続けて申しますと、受けた業者が必ず親請となつてある程度下請に出すだろう。下請に出した部分がローアーリミットを下回つて出されていないかどうか、こういう問題が当然発生していくと思うんですよ。親請の場合に、ローアーリミットを下回ればどうも完工することに危険を感じる、不安を感じる、だからローアーリミットを下回るのは排除するといふけれども、ローアーリミットを上回つて受けた会社が下請に出すときに、その部分が少なくとも発注者である公団が積算した数字のローアーリミットを下回つて下請に出される心配はないのか、こういうことを考えるわけです。親請に渡すときだけ安心して渡せば後はどうなつてもいいと。特に最近は重層下請とかという言葉を使っておるそうですがれども、

孫請、ひ孫請というような形で下がつていけば、やはりびんびんとビンはねをされて、これだけなけりやりっぱな仕事ができぬと公団が想定する金額以下で工事を実施させられるという場合がないのか、こういう点についてひとつ御所見を承りたいと思います。

○参考人（小林誠一君） 指名いたします請負業者でございますが、これ、建設業者でございますが、これにつきましてはわれわれの方としても適格な業者を指名いたしておるわけでございますが、あるいは過度の競争であるとか、あるいは錯誤によりまして間違ったというようなことも場合によつてはあらうかと思います。そういうことから、低価格で対応する場合も出てくることも考えられまして、こういう建設業者と契約を締結いたしました場合は、やはりわれわれの考えておりますような質的にすぐれた工事はできないんじゃないのか。また、せっかく詰まつていろいろ手が抜かれるといふようなこともないことはないんじやないかといふようなことで、いまのような最低制限価格を設けまして、それを下回った請負業者につきましては、先ほども申しましたように契約審査委員に詰問いたしまして、その相手方を最低価格に落とした者に決めるかどうかということをやつておるわけでござります。確かに、いまのわれわれの方でも一括下請につきましては、これは契約約款で承認しておりますが、一般の下請につきましては承認を必要としておらないわけでござりますので、そういう意味で、実態がどうなつておるかということについてつまびらかにしないのでござりますが、先ほど申し上げました最低制限価格は、最低制限率といふものは全体の工事について設定をいたす、あるいは認定をいたしておるわけでござりますので、したがいまして、個々の下請についてどれだけのものが適当であるというようなことにについては、これまでなかなか判断が困難なところであろうと思ひます。また、実際にこのようにして下請に出しておる、その点についてはわれわれつまびらかにしないところでございま

○栗原俊夫君 これは官房長にお聞きしますが
は心配があると、おたくの方でもある程度安
値に入るとこれは審査しなきやならぬと、こうい
うことになつてゐるわけですが、いま下請の話に
話が入りました。下請に出すということはもうあ
らくじめ予定はしておるようであつて、下請代金
のいろいろとか、法律などもできているようであ
りますが、どのようなくらいに下請においていつ
ておるかということを報告するとか、あるいはこ
ちらから積極的に聞き取るとか、こういうような
制度はいまはないんですか、どうなんですか。
○政府委員(栗原俊信君) 下請の問題でございま
すが、先生も御承知のように、建設工事は各種の
専門化した工事の組み合わせから成る、ある意味
の総合組み立て産業的性格も有るので、ある程
度の下請はやむを得ないのでないかと考えてお
ります。ただ、重層下請になりますと、先生先ほ
ど御指摘になりましたよろいろな御懸念も
あり、また工事の適正な施工とか労働者の保護と
いう点においても欠くる点が出てくるおそれがござ
いますので、建設省もいたしましては、毎年度
事業執行について事務次官通達を出しております
けれども、不必要的重層下請は厳にこれを避ける
ようとに、いろいろことで指導をいたしておりますし、
また、現場説明等でもその点を厳しく申しておる
ところでございます。

ですが、発注者としても関心を持つていきたいと考えておるところでござります。

それから下請關係にて若狭に

す。しかし、すぐ下請に出し、全体工事の上で特に支障がないというものは、できるだけ下請に出さなくてとも完工できるような発注分に仕分けて発注するのが一番やはり目的に近いのではないか、このように思います。これに対するひとつ所見。それからいま一つ、ただいまは下請の状況について

金額等を許可もしくは報告を全部について励行すべきではないかというような御意見だと拝聴いたしましたが、元請、下請関係、まあいわば経済的な契約関係でございますので、発注者は要するにその工事が適正に施工されることが確保されるということを最大の契約の目的としたしておりますけれども、その目的からいって、そういう元請、下請の経済的な関係にどの程度立ち入るべきかということについては、なお検討すべき面があるのではないかと、うふうに考えておりまして、

負を行わしめる、発注をする。でありますから、その請け負った方々は、たとえば下請の部分で出ていきましても、それに対する全体の責任を持たなければならぬ、これは下請にやらせたのだからどうだというわけにはいかない。したがつて、会社の中に入つていろいろ調べ、聞いてみますと、それには相当のやはり技術といふものが、技術陣営というものがその中にある。その技術、技術の専門的なものがその請負業者の中にはある。それによつてその技術を生かしながら、下請に出した部分というものはその人たちが責任を持つて監督施工していくということになる。

なつてはおりません。建設省の直轄工事につきましては、その標準の請負約款をもとにして実施約款を定めておりますが、その中には、必要がある場合におきましては、下請業者について必要な事項の報告を求めることができるということがござります。まあそういう制度を活用をいたしまして必要な事項の報告を求め、指導に遺憾のないようにならしておるということが実情でございます。

の発注の仕方、つまり分割して発注できるものはできるだけ分割して発注する、むしろ下請をするときには許可を要するぐらいの、あるいは認可を要するぐらいの、要するに直接工事をするといひたてまえを貫く方向に持つていけないか、こうしたことについてひとつ御意見を承りたいと思いま

すから、受けた以上、下請に出す部分についても

けれども、これは今度は業者のサイドに立つて私がいろいろ業者から意見を聞く、それも中小からのお意見ですがね。まあ業者にいろいろランクがつく、これは当然であろう。ただ、発注の場合に、次から次へと下請に出せる部分というものは分割発注ができるんではないか、一応ランクによつて請負金額がチャックされる、そうすると、ましては、先ほど冒頭大臣から先生にお答え申し上げましたように、来年度予算の景気浮揚効果を高める上にも、やはり下請関係となるべく排除しないで、分割できるものは分割をして発注をするといふことがその面においてもいいではないかといふ大臣からのお話をございました。私どももいたたましても全くそのとおりに考えておりまして、建

○國務大臣（長谷川四郎君）　お話を、私も以前は原さんと同じような考え方を持っておりまして、なかなか入ってみると、建設業界の中にも特別な特許を持つておる方々もある。でありますから、その特許を持っている方が仕事をする場合は、その特許権というものがありますから、これほどもゆるがすことのできない日本の制度もあります。したがつて、さらに下請に初めからどうだなどということござりますけれども、ある程度契約

指導になりましょうけれども、技術的に、構造的にどうにも分割できぬというものはこれは別で

それから、一番日にお話ございましたいわゆる下請関係につきまして、その相手方あるいは契約

約をする場合には、この業界の人、このランクの人ならばこれに適合をするという上に立っての請

分割して出そう、そして多くの人にどう
け負つてもらつていこうという五十二年度の考え方

方の上からいけば、そういう面も十分に考慮すべき点ではあると思います。でき得る限りはそういうようになるべくしていきたい、しくように指導をしてもらいうようにならしめますが、なかなかそういう点についてのむずかしい面があつて、一つの、請負業者による、その請負業者の中の技術を十分に生かしてもらいう。それには下請に出し、下請の監督を怠らないように、その契約どおりの仕事をしていくという点に尽きるわけでありますから、そういう技術陣営という、こういう点にも、なかなか下請となるとランクが下になりますから、それだけの人間を抱えておくというだけのことができ得ない面もあるわけでございまして、ただ設計に出ているじゃないか、設計どおりにやればいいじゃないか、その設計どおりにやるというのにはやはり相当な技術を要するということは認識をまたないところでございますので、よくお話を十分承りましたから、できる部分があつたらばそういうふうな方向つけをしてまいりたいと、こう考えております。

○栗原俊夫君 この問題について最後の締めくくりは、できるだけ分割して下請が出ないような発

注をしてもらいたい。しかし、下請も含んだ発注もせざるを得ない場合は多々ある、そのことは私も認めます。ただし、公共事業で下請を含んで一括請け負う場合には、その下請についてはやはりいま少しく厳しい下請関係の内容がはつきりと発注者に握れるような制度をやらなければ、せつかローラー・リミットとか、あるいは審査をするとか、いろいろ世間から議論をされながら執行しておるやり方が実を結ばないではないか。世間のいろいろな疑惑を持たれることまで押しつけて、りっぱな工事をやるために、仕事をしていくためにはひとつ下請関係をもつとはつきりする何らかの方針を講ずべきだ。これは同僚議員とも相談して、何らかひとつ考えていきたいと思います。そのときにはひとつよろしくお願ひいたします。

それでは次に、時間も大分経過いたしました。

河川行政について少しく質問をしてみたいと、こ

のようになります。
去る三十九年ですか、河川法が全面書きかえになりましたして、河川の認定ということから河川区域の認定ということになりました。かつては河川法第三条によつて、私権の対象になることができるというような条章で、河川認定になればその瞬間、河川にあつた私権はすつ飛びんだというような解釈があつたようあります。私はこれには賛成いたしません。河川認定する前に買収するなり寄付を受けるなりして公用土地にしたところへ河川認定をすべきだという持論を持っておつたんですが、今日はもはやそういう必要はない。河川区域の中に国有地あり、公共団体有地あり、民有地を認定しておるわけがありますから、その後河川区

域の中にそのようないろんな権利というものが存在しておる、これはかなり分明になつておるん

でございましょうか。すでに新河川法ができる十

数年たつておるわけですから、この点、行

政上どうでござります。

○政府委員(梅野康行君) 先生おっしゃいますよ

うに、河川区域の中におきます権利関係でございま

すけれども、現在河川台帳を整備しまして、そ

の内容につきまして整備しておる段階でございま

す。

○栗原俊夫君 河川台帳は法の示すところで、管

理の大臣が責任を持つてやっておられるよう書

いてあります。特に一級河川については、その監

督下でそれを地図がいろいろ保存しておるよ

うであります。河川台帳、河川図面等の整備状況はどんなやうでござりますか。

○政府委員(梅野康行君) 河川台帳につきましては、いま先生おっしゃいましたように、一つは調

査と、もう一つ図面と、二つから成り立つておる

わけでござります。それで、一級河川にかかわり

ます河川台帳のうち、調査につきましてはおおむね整備されておる次第でござります。それから図

面につきましては、昭和四十年度以降計画的に整備を進めているところでございますが、直轄管

理の委員会会議録第五号 昭和五十二年三月二十二日 【参考館】

区間につきましては指定のあつた年度に図面を作製する、知事管理区間につきましては、いわゆる重要度に応じまして逐次整備を進めておりまして、現在、全河川の延長にしまして約四〇%につきましては作製が終わつてございまして、図面については作製が終わつてございません。ただ、その中におきますいわゆる官民境界にいたしましては、現在調査でき次第記載するというごとにしてござります。

○栗原俊夫君 この河川調査、河川台帳というのは川にとつては戸籍簿だと思うんですね。問題が起つたときに、この戸籍簿がしっかりと

なければ何もできぬと思うんですね。特に河川区域内の民有地は河川管理上の諸制限を受けてしま

すね。したがつて、河川区域内いろいろな掘削であるとか、あるいは工作物とか、こういうときは許可を得なきゃならぬことになつております。

○栗原俊夫君 そのときには、関係民間人が許可を申請し

た場合に、台帳、図面等が整備されていなければ少くとも認可の判断もできないことだと思

うでありますけれども、一級河川、そして知事に嘱託するのない、直轄しておる部分はどのくらい整備

ができますか。

○政府委員(梅野康行君) 直轄管理区間につきましては、図面は一応整備されてござります。

○栗原俊夫君 調査の方はどうなんですか。

○政府委員(梅野康行君) 調査も整備されており

ます。ただ、官民境界につきましては、工事をやる段階とか、そういうふうに必要に応じまして現在整備中でござります。

○栗原俊夫君 それは、前の旧河川法の時代なら

そのくらいの答弁で事は済んだわけですよ。しか

し今度は、河川区域内に国有地、公有地、そして民間地というものが共存しているわけですから、

こういふのがはつきりしなきや、これは調査に

も図面にもならぬでしよう、これ。どうなんですか、これは。

○政府委員(梅野康行君) 先生のおっしゃるとお

りでござります。それで、官民の面積につきましても大体わかつてございまして、はつきりここま

で申上げますと、昭和四十五年から四十九年度までの第一期計画といふもので約二千ヘクタールをやつてございまして、また、昭和五十年度から

第二期計画といふもので現在官民境界を調査中でございます。これは緊急にいわゆる調査を必要と

することを計画的に現在施行中でございます。たとえ

て申し上げますと、昭和四十五年から四十九年度までの第一期計画といふもので約二千ヘクタールを買収せぬとか、そういうふうに河川工事やる段階におきましても官民境界を明らかにすることを計画的に現在施行中でございます。

○栗原俊夫君 ただいまのお話では、河川工事をやつてございまして、主要区間につきましては調査をやつておる次第でございます。

○栗原俊夫君 ただいまのお話では、河川工事をやつてございまして、主要区間につきましては調査をやつておる次第でございます。

○政府委員(梅野康行君) 一応民地にあります砂、砂利につきましては、いわゆる民地の所有者に所有権があるというふうに考えてござります。

○栗原俊夫君 非常に河川砂利が逼迫ってきて、河川砂利、砂の採取をめぐって、ここが民地であるか、あるいは旧来の河川敷、すなわち国有地があるか、あるいは公有地であるかというような問題でかなり問題が発生しておるはずであります。そこで、これが

はつきりしないということは、これは大変な問題

じやないですか、これらをどう処理しているんで

すか。

○政府委員(梅野康行君) 先ほど申し上げまし

たように、いわゆる官民境界といふものは大体の線はわかつておるわけでござります。それで、先ほ

ど先生おっしゃいましたように砂利問題が出てき

て、いわゆる厳密に官民境界を明らかにせぬとい

けないという場合には、民地の方々の立ち合いを

求めまして、そして必要に応じまして厳密に官民境界を明らかにしておる次第でござります。

○栗原俊夫君 実は先般 私のごく近間にいろいろ問題がありますので、資料としておたくの方から台帳の調査並びに図面をいただきました。まさにどうも不完備なものであって、これで果たして河川行政ができるのかと、まず第一に指摘します。

すがね、調書の中にとんでもないものがあるんですよ。烏川の調書の中に、現実には神流川の調書が烏川の調書といって入っているんですよ、これ。それは新幹線の鉄橋の許認可の問題でそういう書き類が出て認可しているわけですが、烏川の調書の中に現実神流川にかかる橋の許可書が入っているんですよ。こんなでたらめな調書で一体河川行政ができますか、これ。

○政府委員(梅野廉行君) 現時点では資料を持ち合をしておりませんので確認できませんけれども、つくる神流川は烏川の支川でござります。した

○栗原俊夫君 私も未熟ですから、烏川という形で支川の神流川といふものが川として位置づけられていない、支川である神流川は烏川の一部であると、こういふ取り扱いをしていると言えば、私が今までつかい声を出したのは、これは取り消さざるを得ないんですが、とにかくまことに私の常識から言うと、神流川といふのはかなり大きな川のつもりでおりますから、一応川として取り扱われておるというような観点で言つたんだですが、この辺調べていただきたいと思います。

ここにあるのは河川図面なんですか。これによつていわくつきの場所の河川台帳なんですよ。というのは、群馬県で昭和十一年に河川認定をしたという地域の図面を私はこれもらつてしるわけなんです。その後――これから国土庁に関連があるんですが、国土庁で国調をした結果、減失

処分をしたというところが含まれておる函面なんです。ところが、この函面を見ると、そういうこ

河川区域の線だけは入っています。しかし、河川区域内の民地、官地、こういうものの境界などは
一切わかつております。

私は、いまお話をあつたように、第一期計画、第二期計画で順次やつておる過程において、それ
は、まことにその順番が来ないかなどと、

うような善意の解釈の仕方もないわけではありませんが、せんけれども、国土調査の結果をとらえて減失処理分をし登記閉鎖になつておる。そして河川認定か有効であるかないかといふようなことで大騒動をして、ついに認定による登記閉鎖ができるまでは、国土調査に移つていって、国土調査の段階で減失処分をし登記閉鎖をしたと、こういう経過の土地なんです、約五十一町歩。これが一向に図面には載っていない。ところがまた、これは砂利の問題ではなくて、問題になつてきたのは、信越高速道路の土羽を楽くために遠方から土砂を運ぶ、その

ために一般道路は使えないというので河川敷地をその通行路に設定して、いまアスファルトで道路をつくっておりまます。その道路をつくつておるところが、実はこの関係者に言わせると民地を通過しておる、こういうことなんですね。一方ではこわは滅失、登記閉鎖された土地なんだと、こういふ議論をする。こういう点で河川上一向明確になつていないんですよ。この点について何か特に知り得たことがあつたら知らしていただきたいと思うんですがね。

○政府委員(梅野常行君)　先生おっしゃいました土地は、昭和十一年にいわゆる当時の群馬県知事が河川区域に認定したわけでござります。それで

認定と同時にその土地をいかれる区域として、たぐいあるわけでござります。しかしながら、當時として、して嘱託登記をしなくて、いわゆる登記簿閉鎖になつたということで、現時点では一応登記上では国有地になつておるわけでござります。しかしながら、実質的には官地であることは、国有地である

ることには変わりがないといふのが実態でござります。それで、いま先生おっしゃいました、それ

○栗原俊夫君 少しまだどうも変なことを言うから議論しなきゃなりませんがね。河川認定を確かに現行法でしておるんですよ。これは十数年前に大部分論議したんですけれども、この河川認定といふ問題でございまして、ども、これは国土庁の方の問題でございまして、ちょっとお答えしかねます。

うのが無効の認定なんですよ、無効の。ということは、実体がないんです。どういうのがというと、河川の右岸と左岸に番号ぐいを打ち、その見通しの線の中を河川と認定すると、こういう工事なんですね。ところが、くいの位置がちっとも明確にならないんです。われわれの主張は、一番ぐいを置いて、最寄りの三角点から何度に振って何メートルのところに立てるか、一番ぐいから何度に振つて何メートルのところに二番ぐいを立てるか、こういう河川認定の公告ならば地域的具体的な指定ができるけれども、くいが打つてない。位置が決定しません。

でない。くいなんかそんなものはあるはずがない、どんどん流れちゃいますからね。だから、これはできないんですよ、現実に。だから、内容のない無効の河川認定であるという論議を展開して、河川局もこれには往生したわけなんですが、どうにもならぬと、これは。封鎖をするなら封鎖してござらんさい、封鎖できぬじやろうと、登記簿を。土地が具体的にわからぬのだから。くいの見通しの線の中というそんないだらめな公告じやだめなんだ、これは無効なんだと、おおむねそれで往生したわけなんです、河川当局も。当時群馬県の十木でも大騒ぎをして、何とか封鎖しようとしたけれど、封鎖しようがないんだ、これ、土地が決定しません。

なしからそよがけてしてしまつた隣が歩いた
そこで国土調査法を今度は執行してきた。
そのときに、これから今度は国土庁の長官の方
へかかるわけなんだけれども、そういう河川認定書
で消せない部分を減失処分にする、こういうこと
をやつたわけなんだ、これは。河川認定ではどう

にもならぬから國土調査法で何とか消してくれや
と、頼まれてやつたような感じがしてならない。
こう、うことよしです。私はそのときここには政

府質問をしました。国土調査法によつて新たな権利を発生させ、あるいは既存の権利を消滅させることができるか、できぬはずだ、お説のとおりでございません、こう答弁している。しかし、その後減価償却法によつて法務局は閉鎖し、法務局へ行つてみると、私がやつたんではない、減価償却の通達

があつたから通達によつて登記閉鎖をいたしました。私のところではどうにもなりませんと、こうおっしゃつておるわけなんですが、改めて長官にお伺いしますけれども、國土調査法による減失処分といふのは、一体どういう実態を持つたものを減失処分するんですか、お伺いいたしたいと思います。

○國務大臣(田澤吉郎君) 地籍調査につきましては、先生御案内のように國土調査法の規定に基づきまして、毎筆の土地について、その所有者あるいは地番、地目等の調査並びに境界及び地積についてのいわゆる測量を行いまして、そしてその地

図をつくったり簿冊をつくったりすることが本来の役割りなんだとございまして、ただいまお話をいわゆるその調査の結果を、その土地の権利の発生だとか消滅にわたるものじゃないということが本件は当然なんとございまして、もしその滅失の措置を行う場合には、認定された段階においてそれが進められるものと私は解釈いたしているわけでござります。

○栗原俊夫君 答弁、わかつたよくなわからぬよ
うな答弁なんですが、実はこういう問題を抱えながら昨年の秋、たまたま愛知県下の田原という千葉がたで埋立権をめぐって問題がありました。この判決は、時の行政政府がその地域を何とか埋め立てよう、そこにはやはり権利と権界しなきや、ト

というので、まあ干がたですから潮の満ち干で木がかかつたり干たりする。これは一番満ちたときには水面下に没するところは滅失だ。こういうことで相当部分の人たちに滅失の申請を出させ、そして登記封鎖をやった。ところが、残部の人たちは、

冗談言うな、これは長い間おれたちが所有した土地であり、滅失なんとはもつてのほかだというので、滅失登記取り消しの訴訟を起こして、まさに原告の言うとおりということで、この滅失処分による登記封鎖は取り消せという判決が下ったわけです。

この判決の中でも、いろいろと河川敷の問題等について論及しておりますけれども、群馬のたゞいま話題になつておるところでは、決して水が常にたたえておるわけでもなし、洪水のときに荒れ、まあ砂利河原になつておることは事実ですけれども、これは滅失も何もしていない。したがって、これを一括して滅失処分にすることは少なくとも国土調査法の結果としてはおかしい。で、私たち、これは確かに民間所有の個々の境界はこれには不明である。したがつて、国土調査の結果は滅失ではなくて、境界不分明という形で白地図となつて報告されるべきものではないか、それを滅失としたことは誤りではないか、こういう議論を展開してやつてまいりました。長官の御感想はいかがございましょうか。

○政府委員(松本作衛君) ただいまの点は、先生からいろいろお話しの事情は私ども必ずしも明確でない点がございますが、私どもが調べました範囲におきましては、現在の場所につきましては、河川区域の認定があったという前提で、三十五年の十二月から三十六年二月までの間に現地調査を行いまして、一月二十三日から二月十一日まで成果の関係者に対する閲覧を済ませ、それで三十八年の十二月十日に知事が認証したということを前提として、登記所にその結果を送付したものといふうに承知をしておるわけでございまして、一応国土調査法の手続に基づいて処理がされたものというふうに承知をしておるわけでございます。

○栗原俊夫君 これはまあ議論をすれば長くなりますが、時間も参りました。いざれこういうところばかりでなしに、具体的な問題ですから、とつくりと話し合いを進めるということで、本日の質問を終わらせていただきます。

○委員長(小谷守君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたしました。

午前十一時三十七分休憩

午後一時四分開会

○委員長(小谷守君) ただいまから委員会を開会いたします。
休憩前に引き続き質疑を行います。

○二宮文造君 私、きょうは住宅の問題だけに限つて、大臣あるいはまた政府のいろいろな御意見をお伺いしたいと思うんですが、まず大臣、先般の所信表明の中でまず住宅を第一に挙げられて、しかもこういうふうにおっしゃつてあるわけ

なりますと、いろいろな調査をしてみますと、まあいろいろな不満も出てきております。
やはり現実に合った政策を行わなければならぬ。こういうようなことで、現実に沿つたということになりますと、いろいろな調査をしてみますと、まあいろいろな不満も出でてあります。

○國務大臣(長谷川四郎君) 私の考え方といふと、まずけれども、労働者階級と言つては失礼になりますと、言葉においていけないかと思ひますけれども、労働者階級といふと、それがからどの階層を主眼に政策を進めていくかと、いうのは重要な問題だと思いますが、この点、大田のお考へはどうでしよう。

○國務大臣(長谷川四郎君) 私の考え方といふと、

見たときには住宅の方が多い。多いけれども、それはその多いものがなぜ不満を唱えるのかと、いうことになりますと、やはり生活に合わない部面といふものがある。その合わない部面といふものは、要するに狭いとか、遠いとか、高いとか、いうような問題が出てきているわけでございます。それで、「住宅対策につきましては、すべての国民がその家族構成、居住地域等に応じて良好な水準の住宅を確保できるようによることを長期目標として」と、その言葉としては非常にいい言葉なんですが、果たしてこの「すべての国民がその家族構成」云々についてですね、良好な水準の住宅を確保できるような長期目標というのは一体どういふことをお考えになつてこの文言を述べられたか、この点をお伺いしたい。

○國務大臣(長谷川四郎君) きょうは二宮さんの御質問があるというので、専門に御研究なさつてある二宮さんですから、そういうことなのでよく間違いないが、うようにといふことで、私も、政府の住宅行政について基本計画があることはもう御承知のとおりで、この第三期住宅建設五年計画につきまして、住宅統計調査を十分に踏まえてどうやっているかといふことと、統計調査にのつとつた成ははどういうふうにできているかといふうなことをよく聞いて承つてきんだすけれども、こうがい今まで聞いてきたことによると、十分踏まえて作成されておると思うんです。それらのデータは十分また活用されているというふうに考えておられます。また、現在発生している問題は、この第

三期住宅建設五カ年計画を推進していく上に立つても、十分にこれらの解決ができるものだと、こういうふうに考えまして、いまあなたのお話のように、国民全体から、かつての時代とは住宅政策においてどういふ階層を対象にしてそれに力を注いでいるかといふことも、いまの住宅対策としてどういふ階層を対象にしてそれに力を注いでいるかといふこと、つまりに重視しておるところに重点を置いて建築をしてもらわう、こういうふうな話を進めたところでござります。

○二宮文造君 いま大臣からは質の向上と、いうふうにして今後の、五十二年度は特にそういふうに重視しておるところに重点を置いて建築をしてもらわう、こういうふうな建築方針にしていきたいと、いう意図のようにも受け取れるわけです。ならば、それに重ねて、それではいわゆる社会的に弱い立場にいる方、それ以下の階層の方々の住宅の手当はどういふふうに考えていいかしら。

○國務大臣(長谷川四郎君) でありますから、たとえばいまの二DKとかいうふうな前につくった

○二宮文造君 それで、これは住宅局長にちょっと説明していただきたいんですが、今までいわゆる政府の施策住宅、たとえば公営もありまして、あるいは公庫の賃貸住宅もありましょう。さらには公團、公社の分譲住宅もありましょう。あるいは賃貸もありましょ、それそれのねらいとするところはどういう所得の階層をねらいとして施策を進めてこられたか、これちょっとお伺いしたい。

○政府委員(山岡一男君) 先生御案内のことより、勤労者の所得によりまして五分位階層というのを設定いたしております。そのうちで公営住宅につきましてはおおむね第二分位の中以下、最近つきましてはおおむね第二分位の中位以下、最近つくりました収入基準ではカバー率三三・三%というのが大体の考え方でございます。それから公團の賃貸住宅につきましては、これもおおむねでございまが、第二分位の中位から第四分位の中位ぐらいまで、先ほど大臣がおっしゃいましたちょうど中間あたりをねらうというのが大体政策態度でござります。それから公團の分譲、公庫の個人住宅融資等の公的融資につきましては、第四分位以下をおおむねの対象とするというのが基本の姿勢でございます。

○二宮文造君 先ほど大臣が、いわゆる先般四十八年に行われた住宅統計調査、あるいは建設省でおやりになつたと思いますが、住宅需要調査ですとか、こういふものを踏まえながら若干質問したいわけですが、そのいまの住宅統計調査、四十八年ですね、その後やられてないと思いますが、それ

から住宅需要実態調査、これらを見ますときに、全国の住宅の総戸数は総世帯数を上回った、確かにそうなっております。しかし、同時にまたその実態調査の中であらわれているのは、大臣もさつきおっしゃった、狭いとか不便とか老朽住宅だとかいうような理由で全世帯の三五%がいわゆる住宅の困窮を訴えている。三五%となりますと千三百万世帯と、こういうふうに数字が挙げられておりますが、これを政府はどのようにとらえて、この訴えですね、これをどのようにとらえて、それからくられた第三期五ヵ年計画にお入りになつたが、この辺の背景をちょっと御説明いただきたい。

○政府委員(山岡一男君) 第三期の五ヵ年計画を策定いたしますに当たりまして一番下敷きにいたしましたのは、第一は住宅統計調査でござります。第二は住宅需要実態調査でござります。それからさらに基本的な姿勢の問題といたしましては住宅地審議会の答申を踏まえております。それからさらに各都道府県からの第三期の期間におきます住宅の需要実態の見込みを出していただきました、そういうものも下敷きにいたしております。それからやはり国勢調査等につきましても十分踏まえております。そのほかにも各省が行いますいろいろな統計調査もそれぞれの時点において加味いたしておりますが、そういうものを踏まえまして、先ほど先生おっしゃいましたように世帯の数よりは住宅の戸数があえておる、しかも国民の皆さんの要望は質の向上に対し非常に強い要望があるということでございますから、やはり第三期五ヵ年計画はむしろ、戸数は最小限の必要なもののは当然必要でございますけれども、質の向上に重点を置くべきだという見地に立ちまして、で、今までの閣議決定ではなかつたわけでございますけれども、六十年を見通しまして国民の世帯の皆さんに達成してもらわなければならぬ最低の居住水準、それから国民の皆さんのがんの平均の世帯には確保していただきたい平均的居住水準、この二つは、

目標を自分の力だけではどうしても到達できない、という方々に対しては公的な援助をするということで組み立てております。しかし、六十年までの長期の見込みでございまして、五十五年はその中間でございますので、たとえばその中の最低居住水準以下の解消等については、その二分の一を解消するということを前提として第三期の五ヵ年計画をつくるておるということをごぞいます。

○二宮文造君 もっと住宅需要実態調査の中身に入つてみたいんですが、実に次々としま局長御説明いただいたんですが、もっと数字を分析してみると必要があると思うんです。その住宅需要実態調査の中に、狭いあるいは過密だということで住宅困窮を訴えられているのが百八十九万六千世帯、それから老朽だと同居だと非住宅、これで住宅に困っていると訴えられた方が五十八万、合計二百四十八万世帯という数字がここに挙がっています。御承知のとおりです。さらに、食事と就寝の部屋が共用になつていて、七百万世帯ですね。もう一つ、六歳以上の子供と夫婦が同じ寝室に寝ざるを得ない、いわゆる何といいますか分離就寝、これが不可能な世帯が九百四十七万世帯、あるいは日曜時間が一日三時間程度しかない、だから住宅に困っているというのが三百六十万世帯、もちろんこれにはそれぞれダブリがありましょう。ダブリがありましょうけれども、少なくともこの二百四十八万とか、あるいは食事と就寝の部屋が共用になつていて、七百万世帯とか、分離就寝が不可能な九百四十七万世帯、こういうことになつてきますと、要するに所得のわりに低い階層の方がこういう悪条件の中でもなんせざるを得ない。したがつて、そこに政府の住宅政策の大幅な変更を求めていた。こう私はこの数字の中から読むわけですが、この点については大臣どうでしよう。

○国務大臣(長谷川四郎君) おっしゃるとおりに感じます。

○二宮文造君 それで、今度の第三期住宅五ヵ年

○政府委員(山岡一男君) 先ほど先生がおっしゃいました二百四十八万というのは、住宅統計調査による住宅難世帯でございます。それから三時間日曜、分離就寝ができる世帯、いずれも先生のおっしゃるとおり、需要実態調査、統計調査等では出てまいっております。で、第三期五計をつくります際には、先ほどの閣議決定の際に規模の水準を決めたと申し上げましたけれども、同時にやはり住宅地審議会等の答申を踏まえまして、たとえば低所得の方々に対しましては賃貸住宅を準備いたしますけれども、その賃貸住宅の中でも夫婦二人子供二人の標準的世帯でございますと、大体公営住宅入居階層の方々になると思ひますけれども、そういう方々に對しましては大体所得の一五%以下の家賃で人居できるということを前提とすべきだと。それから、ちょうど中層の値につきましては、持ち家等を準備するわけだと思いますが、分譲住宅の返済もしくはローンの償還等につきまして世帯収入の一五%以下では閣議で決定いたしました最低の居住水準を達成できないという方々に対しましては公的援助を準備をするという世帯の推移の動向等を察知をいたしまして、どうしてもその二五%以下、一五%以下では閣議で三百五十万戸になつたということをございます。

10. The following table summarizes the results of the study.

たのは、東京、東京圏ですか、それからまた関西、近畿圏ですね、臨海地帯、これが中心になつてきましたが、これは住宅需要実態調査だと思うんですが、東京圏を例に見てみましょう。東京圏を例に見まして、収入階級別住宅所有状況、この調べたしか出ていたと思いますが、いわゆる一番最も下位の収入階級、八十万円未満という欄を見てみますと、持ち家も確かにあります、民間借家ですね、民営の借家、これに入つていらっしゃる方が四五・四%。それから公営の住宅に入つていらっしゃる方が六・一%、公団、公社に入つている方が〇・七%。さらにまた、その上のクラスの八十万円から百二十万円未満、この方々の住宅の状況をバーセンテージで見ますと、民営の借家に入っているバーセンテージが、一番下、さらに三九・八%、公営に四・五%、公団、公社に二・四%。こういうふうな数字を見る限りにおきましては、一番収入の少ない階層の方々が民間の借家に入っているバーセンテージが、一番下、さらにその上と、二つのクラスをながめてみても、はるかに民間に入っているわけですね。ですから、この方々の要望といふのは公営住宅、それに入らしめらいたいという希望が非常に多いわけです。それにしても、いわゆる公営住宅、第三期五年計画の公営住宅の配分の割合が従来の姿勢と全く変わらない。過去の数字をただそれに上積みをしていてるにすぎない、あるいはそれを横に並べて見るにすぎない。持ち家志向といふのはわかりますけれども、それに耐えられない階層の方々の住宅の施策といふものが非常におくれているんではないか。そういうことを私はこの実態調査とそれから第三期五年計画とを並べてみた場合にまず感ずるんですが、この点はどうでしょ。

○政府委員(山岡一男君) 先生おっしゃいますとおり、収入階層別に見ましても、困窮世帯では八十万から百二十万以下の方々の困窮率の方が平均よりは高うございます。四・一%ということになります。したがいまして、確かにそういう方々に対する対策は重要であらうと思います。第三期の五計におきましては、從来の第二期までと若干

内容等も施策の方向を変えてまいつておるわけでございますが、目標といたしますのが居住水準といたしまして、全体といたしまして、古い家につきましても増築をするもしくは改築をする、それから住みかえが相当行われるというようなことも過去の統計の中からトレンド等で推定をいたしまして、住みかえによる居住水準の改善、それから住居の改良による居住状態の改善等も含めまして、それらのものから全体の数字をはじきめまして、必要最小限の公営住宅の供給量を決めておるというものでござります。

それからなお、当面の施策といたしまして一応四十五万戸というのを公営住宅の数字にいたしておりますけれども、調整戸数という、これは十七万五千戸を準備いたしておりますが、本来の閣議決定の中でも事業の進捗状況その他の状況により建設大臣が適切に決めるということになつておりますが、たとえばこの五年計画の答申をいたしました際の審議会等の付記されました条件の中にあります際の審議会等の付記されました条件の中にも、今後公的賃貸住宅を重点にそういうものを考へるべきだというようなことが書かれておりまして、われわれとしては、そういうふらなものも一応われわれはいまところ十分自信を持っておりませんけれども、その中の実態に応しまして必要なだけだといふようなものを取り崩していくということにはそういうふらのものを取り崩していくことには必要だと考へておる次第でござります。

○二宮文造君 局長の答弁の基本線は、いわゆる第三期計画といふものをもうがつちり踏まえて、

それに基づいての御説明だと思うんです。私は

もつとそれより一步出ましてね、それはこの五カ年計画といふのは財政その他の理由でこうならざるを得なかつたのはわかりますよ。その事情はわざるんですが、この点はどうでしょ。

○政府委員(山岡一男君) 先生おっしゃいますとおり、収入階層別に見ましても、困窮世帯では八十万から百二十万以下の方々の困窮率の方が平均よりは高うございます。四・一%ということになつております。したがいまして、確かにそういう方々に対する対策は重要であらうと思います。第三期の五計におきましては、從来の第二期までと若干

も、大体五年計画の公営住宅の総括が四十九万五千戸でしょ。調整戸数といつたつて十七万五千戸です。これを全部公営に回してみたところで全体は六十六・七万戸にしが当然だといふわけです。そういうことで、そういう公営住宅に入りたいと希望されていらっしゃる国民の要望にどれほどもこたえることができないじやないでしょ。したがつて、この大枠といふものを、いわゆる民間自力と、それから公的資金による住宅と、この割合を大幅に変えなければそういう欲求にマッチした施策にはならないんじやないでしょ。か、現在の状況の中から。それを私は指摘しているんですですが、そのことについてのお答えはないわけですか。

○政府委員(山岡一男君) 先ほど申し上げましたように、公営階層につきましては、大体所得水準等から見まして、国民の五分位の中の第二分位の中位以下といふことを対象にいたしておるわけになりますけれども、そういう方々の現在の居住状況、住宅需要実態調査におきます将来の住宅需要の動向、それから将来の給与の伸び、それから価格の上がり等々を相当詳細に検討いたしました。当面そういうふうなことでよからうといふうに第三期では推測をしたのでござります。

○二宮文造君 くどいようですが、これでもう最善だと、こうじょうようにお考へですか。それとも、諸種の状況の中からこうならざるを得ないといふ考え方ですか。これがベターだと、まあベストだとは言いませんが、ベターだと、あるいは、こうならざるを得ないんだと。この五年計画の中身をどういうふうに評価されますか。

○政府委員(山岡一男君) われわれとしては、で

き得るベターのものであると考えております。

○二宮文造君 それではいわゆる余り国民の皆さんの気持ちといふものは建設省自体が察知されていない、残念ながらそういう評価をしなければなりませんか、ということを私は指摘しているわ

ました公営住宅については數が足らない、あるいはまだ地方団体がそれを建てようと思つてもなかなか建てられないという現実の問題もありましょ。あるいは公団につきましては、遠いだとか高い建物をしております。したがいまして私は、持ち家ないしは公営、さらには公団住宅、さらに公庫住宅といふうに、今度は自先の問題でぜひおも検討していただきなきゃならぬ問題を私これから細かい点にわたりますけども指摘をしたいと思ふんですが、いま持ち家政策を政府が志向されておりますけれども、国民の皆さんのが頭の中に考えていることは、一体持ち家は、自分のいまの収入の状況の中から持ち家は一体可能なのか、一生働いて家ができるんだろうかという心配を持っておりますけれども、国民の皆さんのが頭の中に考へておられるところは、一体持ち家は、自分のいまの収入たとしても、その価格だとか通勤時間といふものは、一体どうなるのかと。じゃ、まあ持ち家ができないとするならば賃貸住宅でもしようがないんだけれども、賃貸住宅を入れるだろうか。いろいろ悩みをいま国民は持つていらっしゃると思うんですが、大臣、いま東京圏、いわゆる東京を中心とした埼玉、千葉あるいは神奈川、茨城、この東京圏で敷地面積が二百三平米、それから建築面積が九十五平米、大体これぐらいの、いわばこれが非常に平均的な個人住宅だと言われておりますが、それを取得するとしたら一体幾らぐらいかかる、どういうふうにお聞き及びですか。

○政府委員(山岡一男君) とつきのことで正確に言えないと思いますが、上物で一千万、上下どちらざるを得ないんだと。この五年計画の中身をどういうふうに評価されますか。ええ二千万ということが大体のことかと思いま

いいろいろ問題がありましょ。持ち家の場合にも問題が出てきましょ。あるいは、いま言いま

す参考人(浅村麻君) 住宅金融公庫では、ただいま先生がお話しになりました個人住宅の建設資金金

そういうのを貸し出しておられます。これが私どもの融資の非常に大きな部分を占めております。まあ大体私どもの統計で見ますと、五十一年度の融資いたしましたものにつきましては、一戸当たりの建築工事費といふものは平均しまして八百二十万円ということになつております。

その資金をどこから調達するかということを、ちょっと細がくなりますけれども申し上げますと、私どもの調査では住宅金融公庫からの借入金

が三百七十二万円、割合にいたしますと四五・四%となつております。それから利用者が手持ちの金を持っておりますので、その額は二百二十五万円、割合にいたしますと二七・四%でござります。それだけでは足りませんので、公庫以外からいろいろな方法で融資を受けておりまして、この借入金が二百二十三万円、割合にいたしまして二七・二%と、こういふようなかつこうでございまして、まあそれでやつていただいたおるんですが、ただいまの先生の御質問の東京圈でたとえば十地を取得して、そして家を建てたらどうなるかといふ御質問かと思ひます。

なかなか土地を買って家を建てるということは現在では非常にむずかしいことでございまして、そういうことのために私どもは別に分譲住宅の制度というものを持つてやつておるわけでございま度ですが、一つの試算として行いました結果を申し上げますと、東京圏で五十一年度に公庫融資を申し込まれた方が、仮に少し前に土地を買って家を建てたということになりますと、土地の取得価格が千二十五万円、それからその上に建てます住宅の建築工事費が八百九十四万円、合計千九百九十九万円ということになつております。

その資金をどうやって調達するかということでおあります、公庫からの借入金が、この場合は東京圏でございますので少しく高くなりまして四百十六万円、それから手持ちのお金が七百六十万円、あとはまあ金融機関その他からの借入金と、こういうことになつております。

一応私どもの調査の結果を申し上げます。

○一宮文造君 公庫の總裁から、土地を買って家を建てるのはなかなかむずかしいことでござりますというような御答弁いたしますと、本当に大変な問題になるんです。私どもがいま住宅問題を取り上げて云々しているのは、まさにそういうふうのままの姿の中でどういう住宅政策を進めるべきかということを議論するんとして、貸し出しの本家である金融公庫の方から、土地を買って家を建てるのはなかなかむずかしいことでございましてというたただし書きつきの御説明では、まことに心もとなくなってしまうわけです。これ、余談ですが、さて、いわゆるその土地に千二十五万、それから建築工事費で八百九十四万、千九百十九万九千元というお金が要ると、それについていろいろまあ公庫の借入金とかあるいは各種の借入金等に手持ち金を加えてそれだけのものを取得したとしますと、その場合一ヶ月当たりの返済額並びに、平均月収としましよう、平均月収の中でいわゆるその返済の負担率ですね、この割合はどうなりますでしょうか。一ヶ月の返済金額それからその負担割合、収入に対する負担の割合、これはどうなりますか。

○参考人(淺村廉君) これは私どもの一つの試算でござりますから、まあいろいろございましょうが、いま申し上げましたケースによつて御説明申し上げますと、この場合、毎月公庫に返します金額が三万円、それから公庫以外の金融機関その他から借りておられますその分の返済が六万七千円、合計いたしますと毎月九万七千円返していかなきやならぬという計算でございます。

しかばば、この方が月収どのくらい取つておられるかということでございますが、これは東京闇でござりますので、私どもの融資対象の平均二十四万円程度のものから見ると少しく高くなつております。したがいまして、返済額の返済負担率申しますが、毎月どのくらい収入の中から返すかという率でございますが、三五・八%という結果になつております。

○二官文進者 謙価格の一ヶ月の支払い額というのは一体どうなりましようか。

○政府委員(山岡一男君) 公團分譲住宅につきまして、昭和五十一年度の平均分譲価格は千百六十万円ということになつております。一ヶ月の支払い額は、毎月払いの場合とボーナス払いの場合がございますが、毎月払いの場合は、最初の五年間が約五万二千円、六年目から十年目までが約七万円、十一年目から三十年目までが約七万三千円。これは先生御案内とのおり、公團分譲住宅につきましてはすべて長期の特別分譲というかこうをとっております。当初五年間は元金据え置きの五分五厘、六年目から十年目までは元金均等の五分五厘、十一年目以降のがわゆる資金運用部資金の金利ということでございますので、後半に至るほど返済が上がつておるというのが実情でございます。ただ、ボーナス併用払いの場合もございまして、そういう場合には、通常月の支払いは、最初五年間が約三万九千円、それから六年ないし十年が五万二千二百円、十一年目から三十年目までが六万一千円ということになりまして、年二回のボーナス月に、最初の五年が十一万八千円、六年ないし十年が十五万六千六百円、それから十一ないし三十年が十八万二千円というのが公團の分譲住宅の一例でございます。それから公社分につきましては、これは三十五年で分譲することになつておりますが、五十一年度の平均分譲価格を見ますと、共同住宅の場合は千四百万円となつております。これに対する公庫融資額は約七百六十万円でございまして、一ヶ月当たりの返済額は約四万円ということになつておろうかと思ひます。

○二宮文進者 要するに先ほどの、特に公庫の場合試算された一ヶ月の返済の負担率が収入に対しても三五・八%、しかもこれは公庫の場合の五・五%の金利の場合です。逆に今度は七・五%の金利の場合には三七・六%という負担率になつてしまふ。これはまあ最初そういうことも踏まえて繪が、先ほど土地を買って家を建てるというのは

なかなかむずかしいと言う実態がこの返済の負担率の中からも十分に私は参酌できると思うわけです。したがつて、こういう問題もこれから施策の大きなポイントになつてくるんじゃないかと思ふわけです。

そこでもう一つ、もっと細かいことになって大変恐縮なんですが、公庫で五十一年度既存の中古マンションの購入というものに融資の道を開いたようですが、その実績はどうでしょうか。

○参考人(淺村廉君) 仰せのとおり、五十一年度に初めて中古マンションの購入者に対する融資の制度を開かせていただいたわけでございますが、私ども実はなかなか実態がよくつかまりませんでしたので、いろいろ考えまして二千戸の枠を当初用意いたしました。第一回の申し込みを受け付けが昨年の八月十日から九月九日までということですございましたが、非常に申し込みが低調でございまして、戸数で五十五戸応募があった程度でございました。したがいまして、第二回といたしまして十一月の十五日からことしの二月の二十八日まで引き続きやりましたところが百十二戸の申し込みがございまして、全体として百六十七戸という実績にとまつたわけでござります。

○二宮文造君 ちょっとその実績があんまり芳しくないようですが、その融資の条件ですね、融資の条件の中で私ども考えるのは、対象区域を全国に広げるとか、あるいは階数の制限をなくするとか、建築年限の制限、これを緩和するとか、それから購入価格の限度額を引き上げるとか、こういうふうな融資条件の変更といふものをお考えにならるべきではないかと思うんですが、この点はどちらですか。

○参考人(淺村廉君) この制度は昨年始めたばかりでございまして、中古住宅の流通市場というのもまだ確立もされておりませんし、なかなか実態もつかまえにくいような状態でございます。そこで私どもは、いまお話をございましていろいろな条件のもとにこの制度を始めたわけでございますが、一挙にこれを変えるというわけにもなかなか

かまいません。これはやつぱり相当実績を積み上げて、実情に次第に合わせていくということの方が正しかろうかと思います。

そこで、来年度の私どものいまの考え方といたしましては、建築後五年以上十年以内の建物という一つの制限がございますが、これを緩めまして三年以上たつたものならいと、こういうことにひとつしようと考えております。これがまあ余り——余りといつて五年じゃそう古いわけでもございませんが、もっと新しい住宅でも中古として出回っているものは手が届くようになると、一つの前進といたしまして、私どもは来年度はこういう考え方でやっせていますから考えておるわけでございます。

○二宮文造君 さらに、それに加えて、やはり階数の制限とか、そういうものも同時に考えにならなければ、せっかくの施策がやつぱり実を結ばないで終わってしまうのではないかと、こうも感じます。

さて、新築住宅の購入資金は金利が五・五%ですね。ところが、中古マンションの購入資金の金利が七・五%というものは一体どういうわけですか。

○参考人(淺村麻君) 金利が一般では新築は五・五%であります。これは七・五%ということで始めさせていただいております理由は、既存の住宅、

中古住宅といふものはこの新設のものに比べますと、立地、規模等は類似いたしておりまして、

価格の面では一般的に低いといふこともございますし、そういうことも考慮いたしまして、私どもは新設の場合は、これは一番の主眼でございま

すから五・五%という定着した金利でやつておりますけれども、こういう新しい制度でございますし、いま申し上げましたような考え方でござりますので、購入を受けられました方々の負担の点から申

せば、まあ新築の場合と余り変わらないといふことで七分五厘という金利にさせていただいておるわけでございます。

○二宮文造君 大臣、いまの総裁の答弁でよろ

しゅうござりますか。新築の、新规の住宅の場合は時価だから高からう、だから五・五%だと。中古マンションの場合は古いから安からうと、だから負担の割合から考えてみれば七・五%にしていいんだとういう御説明ですが、こういう論理で通りましょうか。

○国務大臣(長谷川四郎君) 住宅公団の現在おやりになっている方法全体にわたって再検討を少し

してみたらどうなんだろうというような構想を持ちまして、一ヶ月たたないかな、三週間くらい前に……

○二宮文造君 いまの公庫、金融公庫の。

○国務大臣(長谷川四郎君) そこで、次官長と

していろいろこの研究をしているわけなんです。

御指摘のあったような問題もその中の一部に加わっております。これらを十分検討してみる必

要があるんじゃないだろうかというように考えまして、いろいろいま検討を精力的に考えておると

ころでございます。

○政府委員(山岡一男君) 先生ただいまおっしゃいました公庫の中古融資につきましては、先ほど

申し上げましたとおり、第三期の五ヵ年計画になりますと住宅ストックの有効活用ということが必要な問題になつてまいりますので、何とか

してそういうものについて道を開きたいということで、昨年度の法律改正でぜひともということで始めて実現したものでございます。たしかしながら、

住宅政策上、既存住宅の住宅賃付制度がやはりまだ主流ということではございませんで、やっぱり補完的なものでございます。したがいまして、初

年度におきましては戸数も少なく、制度もある程度限定的に始めたわけでございますが、逐次改善

とおり、全く同じところに新築と、それからやは

り何年かたつたものとあれば当然何年かたつたものの方が低いはずだということもございまして、全体の割合等につきましてはそういうふうに考

えたということでおっしゃいます。

○二宮文造君 そうしますと、とりあえず発足したんだから七・五%だと。しかし、その辺には若干矛盾があるので、将来の問題として検討に値する問題だと、こういうふうに御説明を受けたと理解してよろしくございますか。

○政府委員(山岡一男君) 将来、財投金利のあり方等につきまして、いろいろと世間の金利の変動等によって差が出てくると思います。そういうものも前提といたしまして、実際に沿うように検討してまいりたいと思つております。

○二宮文造君 あわせて、いまちょっとお触りになりましたけれども、中古マンションの場合はこ

ういうふうに融資の道が開けたわけですね。ところが、既存の住宅の購入資金、これは全くいま閉

ざされておりますが、この点についてははどうで

しょうか。マンションはいいんだ、中古マンションでも融資の道はあるんだと、既存の住宅はない

んだと、これもまたひとつ大きな矛盾の点だらう

と思うんですが、この既存住宅の購入資金に対する融資という道は、これはどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(山岡一男君) 既存住宅につきましては、やはり良好な既存住宅の流通ということが今

後必要でございますので、この第三期の間ににおいても検討してまいりたいと思っております。

○二宮文造君 なかなか持ち家というものは非常に

むずかしい問題がたくさんあります。やはりそ

ういう細かい問題にまで配慮をされながら施策を

進めさせていただきたいという気持ちです。

○二宮文造君 ななかか持ち家というものは非常に

むずかしい問題がたくさんあります。やはりそ

ういう細かい問題にまで配慮をされながら施策を

進めさせていただきたいという気持ちです。

○二宮文造君 先ほどの話に戻りますけれども、たとえば公庫の融資を受けた、その返済負担率が

三五%を超える、これはなかなか住宅を取

得された方の負担といふのは大変なものですね。そ

こで、持ち家政策を進めていくといふんではあるな

らば、やっぱりその辺にも細かい配慮が必要では

ないか。特にローンの利用者、この方は、いまま

での高度成長の場合と、毎年の賃上げが相当

の幅で上がつてきますから、ある程度当初は高

い負担率であつても年々それがカバーされていき

ます。ところが、低成長に入って、安定成長に入つ

てきますと、一ヶとがということになりますと、

おり、新築住宅につきましては、国税におきましても所得税、登録免許税、地方税につきましては不動産取得税、固定資産税等につきましてそれを所要の減税を行つております。これらにつきま

しては中古住宅には現在行われておりません。し

たがいまして、今後、いままでは先ほど申し上げましたように量の供給としきことが重点でござい

ますして、新築に税制上も重点を置いたということ

でございますけれども、第三期におきましてはス

トックの有効活用ということ也非常に大きな政策

課題になつてしまります。したがいまして、建設

省いたしましては、既存住宅の有効活用に格段

の配慮を行ふ必要があるという見地に立ちまし

て、今後も各種の税の軽減措置につきまして全体

税制の中で十分検討してまいりたいと思っており

ます。

○二宮文造君 先ほどの話に戻りますけれども、

三五%を超える、これはなかなか住宅を取

得された方の負担といふのは大変なものですね。そ

こで、持ち家政策を進めていくといふんではあるな

らば、やっぱりその辺にも細かい配慮が必要では

ないか。特にローンの利用者、この方は、いまま

での高度成長の場合と、毎年の賃上げが相当

の幅で上がつてきますから、ある程度当初は高

い負担率であつても年々それがカバーされていき

ます。ところが、低成長进入到、安定成長に入つ

てきますと、一ヶとがということになりますと、

おり、新築の場合は、利息の軽減措置が施されているよ

う聞いておりますけれども、

由いたしまして、先ほど公庫総裁申されました

〔委員長退席 理事亦桐操君着席〕

ローンで住宅を取得された方の思惑はここで大きくなっているわけです。まさに青息吐息というのが実情ではないかと思うんですけれども、この点が私どもの原田議員が前回の政府に対する、総理の所信表明の中でも、こういう考え方を取り入れたらどうだ、たとえば年間五百万元以下の階層を対象にして民間住宅ローンの償還金の利息の一定割合、これを、具体的にはローンの金利と公庫金利の差ですね、こういうものを所得税から控除する、いわゆる私どもはマイホームローン減税と、こういうふうに名前をつけたのですが、まさに念願の持ち家はできただれどもその返済に非常に困っている、こういう方々の気持ちも配慮して、金利の差、これの減税という考え方は一体どうでしようか。

は、税の均衡上からむずかしいと、こういうようない答弁ぢやないかと思うんです。局長どうでしょうね。だって、公庫融資を受けければ五・五%それの抽せんに外れたわけでしょう。で、やむを得ず民間ローンで家を仕上げたという場合は、むしろ財政の都合で枠をつくり、家を建てたいというそういう方々の要望を受け入れることのできなかつた施策の貧困の方に問題があるのでして、抽せんに外れた人には責任がない。したがつて、そういう方々をカバーするために、いわゆる金利の差といふものを、もつとも所得制限も必要でしょらが、そういう範囲内でやるということは決して税の均衡上は問題はないのではないか。むしろ財源の問題であろうと思うのですが、この点はどうでしょう。

○政府委員(山岡一男君) その場合、税の均衡と申します際の均衡の相手は、賃貸住宅におきます家賃の問題でござります。一応持ち家を持つことのことになりますと、やはり賃金もあり、頭金も方々で借りられるということでございますけれども、実は相当高い家賃を払つて、まだいろいろと家賃で苦労なさつてゐる方がござりますが、そういう方々に対する減税につきまして現在余りないわけでございます。したがいまして、そういうものとの均衡を整理はおつしやつたのだと思つております。したがいまして、そういうものも含めまして、全体の住宅税制の中でさらに引き続き検討中であるというのが現状でございます。

○二宮文造君 これは確かにそういう意味での民営の賃貸住宅、この家賃との均衡ということであればいいんです。私どももその面についても後で……。むしろその方が私は均衡を欠いていると思うのです。施策の貧困の中から一般的の国民に迷

感をかけている部分は早く是正をしてもらいたい、こういう感じであります。それからもう一つ、最近住宅ローンの焦げつき現象、先ほど言いましたいわゆる支払いが非常に負担が大きいのですから、賃上げとの関係、あるいはまた最近の不景気との関係で倒産をしたとか、資金繰りが苦しくなったとかいうことで住宅ローンの焦げつき現象が非常にふえてきた。で、損保業界では不安を抱きまして、保険料の引き上げを図ろう、こういうふうな考え方があるようですが、それどころか、大臣、この点はどういうふうにお考えになりますか。また、保険料の問題については建設省としてはどういう考え方で対処していくか。◎國務大臣(長谷川四郎君) いま先ほどのお話をようしな税制の問題につきましては、五十二年度の税制改革につきましてもかなり強く主張したようでございまして、しかし、実現しなかつたことだけは御指摘のとおりでございます。

次の点につきましては、局長の方から御答弁を申し上げたいと思います。

○政府委員(山岡一男君) 損保の料金につきまして、これは実は私どもこの損保の保険ができますときには、建設省が必ずしも関係方面と相談をいたしました。まあ私どもから言わせていただければ、建設省の協力でできたというぐらいたくは思っておりません。そこで、いまでもいろんな損保の皆さん方から絶えず実情等を聞いておりますけれども、やはり私どもいたしましては、損保の保険が非常にふえてまいっております。そういうことから申しますと、やはり全体といたしまして少し料金の値下げをむしろすべきだという提案をいたしております。損保の方もことしの一月であつたと思いますけれども、料金の値下げにつきまして大蔵省の方へ現在進達中と私聞いております。私も先日、保険部長のところへ参りましたて、損保の料率引き下げ等については前向きに検討してくれるようにという申し入れをしてきたところでござります。

○政府委員(山岡一男君) 建設省の方といたしましては、担保の料率値上げは反対でござります。

○宮文造君 さて、持ち家は非常にいろいろな状況で取得が困難、まさに高ねの花というような状況にならざるを得ない。そこで勢い貸貸といふ問題、住宅の要求を満たそうとすれば賃貸といふことになってくるわけですが、まず民営の賃貸住宅の家賃の値上がりですが、これは答弁を求める前にもう資料等に基づいて申し上げてみますと、四十八年から四十九年については一〇・五%、四十九年から五十年には三〇・七%、五十年から五十一年にかけては四・九%と、このように年々値上がりをしておりますし、四十八年と五十一年を比較してみますと五一・六%，民営の賃貸住宅の家賃が上がっております。まあ地価や建築費との相関関係というのは否定できないんですけどれども、これは強気な家主による強引な家賃の値上げ、引き上げもないではないわけです。ここでやはりこういう状況になつてみると、家賃という問題についても公的機関の監視というのが必要な段階に入つてきたのではないか、こう考えますが、この点はどうでしよう。

○政府委員(山岡一男君) 適正な居住水準をみずからの方によって確保できない低所得階層の方々に対しまして、公営住宅、公社住宅、公団住宅の供給に努力しておりますが、特に民営の方につきましては公庫融資、それから利子補給、たとえば特定土地担保賃貸、それから農住、いろいろござりますけれども、そういうようなものによりますます援助を行いましたものにつきましては家賃の規制が現在でございます。しかしながら、それ以外のものにつきましては画一的に家賃の統制その他に入るということは現在でございません。率の引き下げをいま要求しているところであって、値上がりなどはもつてのはかだと、こういう方針で指導されると、こういうことで確認してよろしくお申しますが。

りません。また、そのことがいいか悪いかについても十分検討を要することだと思います。ただ、公的の賃貸住宅等を大量供給することによりまして、それがいろんな家賃のリーダーシップをとるというが一番望ましいことであろうかと思つておりますけれども、われわれいたしましては、まだそこまで来ていない現状でございますので、今後ともそういう面に十分に努力するということが一点でございますが、なお全体の家賃問題の方につきまして、民間の家賃も含めまして住宅地審議会に残された一番大きな問題といふことで、家賃対策はいかにあるべきかということを昨年暮れから大臣から諮問いたしまして現在鋭意検討中でございます。その中におきまして、そういう点もいろいろ踏まえまして検討してまいりたいと考えておる次第でございます。

○二宮文造君 土地の場合、それはしばらく地価が鎮静してきましたけれども、これは地価公示制度がやがて大きくなり影響したのではないかと、これがやがて大きくなることを公示する、こういう考え方で、何といいますか、野方國な値上がりがあるは強引な家主による値上がり、納得できないようなら、借り主というものはどうしても弱い立場にありますから、そういう人たち、消費者保護を考え方で、何といいますか、そういう立場で一定地域の標準家賃というものを設定をする、こういう要望は次第に高まっていますけれども、この点についてはどうでしょう、それも含めて検討されますか。

○政府委員(山岡一男君) 今後の住宅政策におきまして、民間賃貸住宅の居住水準の向上、それから健全な借家関係の確立というようなことは非常に重要な問題でございます。したがいまして、その一環として現行家賃制度の改善策の検討は当然必要でございます。しかしながら、現時点におきまして、先生おっしゃいますように地価公示制度

に準ずるような公示制度はどうかというようなことでございましたけれども、やはり人居時期、借家慣行等も相違が相当いたしておりますし、また住宅の規模、構造、設備、立地条件等々どのようになります。

○二宮文造君 それから先ほどちょっと局長が言われた、さっきのマイホーム減税、金利ですね、あの減税のときにちょっと家賃のいわゆる控除制度といいますか、税からの控除制度というものに

関連して、税の均衡を欠くというような意味で、税の均衡を欠くという答弁があつたんだろうといふ説明がございましたけれども、私どもはやはり政府の住宅政策のおくれによって高い、あるいは高いということを承知しながら、あるいは条件が悪いということを承知しながら民間の賃貸によらざるを得ない、そういう階層の方は相当多いわけです。ですから、その辺もやはり考えて家賃の控除制度というのはどうしても政策の俎上に上せてあるべきな筈だ、やろうじゃないかというふうなこともお願いをし、聞いている次第でございます。

○二宮文造君 審議会に諮問された案件にまで立

ち入るわけですが、おっしゃるような短期的な、少なくとも来年度の予算の編成の中にそれを盛り込まなければ、盛り込めばいいというような考えで示されている案件というのは、たとえばどういうことですか。

○政府委員(山岡一男君) その税金につきましても実はわれわれ内部の検討をいたしておりますが、その前に、やはり先生おっしゃいますように、かかる家のあり方につきましていろいろな差があるかないか、ならぬ段階に来たんぢやないか、こう考へるんですが、この点について御見解を伺いたい。

○政府委員(山岡一男君) その税金につきましては、来年度はまだ間に合いません。しかしながら、当面の緊急避難的なものといたしますて、たとえば住宅地審議会の御答申にござります、適正な負担の範囲内で行なきならないとされていいる持ち家もしくは賃貸の所得区分のあり方等につきまして、それがなかなか実現できないとなれば、当面はやっぱり利子補給を少しやす方向で検討する必要があるとか、もしくは傾斜家賃の中身の検討をする必要があるとか、そういうようなことが当面の問題にならうかと思います。

○二宮文造君 ちよと待ってくださいよ。それ

定で諮問されているんですか。

○政府委員(山岡一男君) 実は審議会を開きましたけれども、やはり人居時期、借家慣行等も相違が相当いたしておりますし、また住宅の規模、構造、設備、立地条件等々どのようになります。それらの面も含めまして、先ほど申し上げました家賃政策のあり方は今後どうすべきかといふことの中でも十分検討してまいりたいと考えております。

○二宮文造君 それから先ほどちょっと局長が言われた、さっきのマイホーム減税、金利ですね、あの減税のときにちょっと家賃のいわゆる控除制度といいますか、税からの控除制度というものに

関連して、税の均衡を欠くというような意味で、税の均衡を欠くという答弁があつたんだろうといふ説明がございましたけれども、私どもはやはり政府の住宅政策のおくれによって高い、あるいは高いということを承知しながら、あるいは条件が悪いということを承知しながら民間の賃貸によらざるを得ない、そういう階層の方は相当多いわけです。ですから、その辺もやはり考えて家賃の控除制度というのはどうしても政策の俎上に上せてあるべきだ、やろうじゃないかというふうなこともお願いをし、聞いている次第でございます。

○二宮文造君 審議会に諮問された案件にまで立ち入るわけですが、おっしゃるような短期的な、少なくとも来年度の予算の編成の中にそれを盛り込まなければ、盛り込めばいいというような考えで示されている案件というのは、たとえばどういうことですか。

○政府委員(山岡一男君) たとえば、公団家賃におきますと、応能的なものがいいのかブルー的なものがいいのかというような基本的な問題については、来年度はまだ間に合いません。しかしながら、当面の緊急避難的なものといたしますて、たとえば住宅地審議会の御答申にござります、適正な負担の範囲内で行なきならないとされていいる持ち家もしくは賃貸の所得区分のあり方等につきまして、それがなかなか実現できないとなれば、当面はやっぱり利子補給を少しやす方向で

検討する必要があるとか、もしくは傾斜家賃の中身の検討をする必要があるとか、そういうような

ことが当面の問題にならうかと思います。

○二宮文造君 ちよと待ってくださいよ。それ

は、いまの、公団住宅でしょ。私はまだ公団住宅に触れていないんです。持ち家とか、持ち家の

ローン減税とか、あるいはいま民営賃貸住宅の家

賃の控除という問題とか、あるいはまた民営の賃貸住宅の標準家賃、そういうものも設定されたらどうかというような問題をいま議論してきたわけですが、それらについては短期的な考え方でお進みます。それらの面も含めまして、先ほど申し上げました家賃政策のあり方は今後どうすべきかといふことの中でも十分検討してまいりたいと考えておられます。

○二宮文造君 審議会の答申に逃げてしまわれたことございましたよ。それで、たとえば標準家賃等につきましてはなかなかむずかしいと思います。ただ、いろんな来年度の減税のあり方等につきましてはやはり急ぐべき問題だと考えております。

○二宮文造君 さて、その持ち家もむずかしい、

それからまた民間住宅も非常に高いといふことで、やはり所得の非常に少ない方々の期待とくには少なくともなるべく早く実現できるようなタイムスケジュールでやろうじゃないかというふうなこともお願いをし、聞いている次第でございます。

○二宮文造君 審議会に諮問された案件にまで立ち入るわけですが、おっしゃるような短期的な、少なくとも来年度の予算の編成の中にそれを盛り込まなければ、盛り込めばいいというような考えで示されている案件というのは、たとえばどういうことですか。

○政府委員(山岡一男君) たとえば、公団家賃におきますと、応能的なものがいいのかブルー的な

ものがいいのかというような基本的な問題については、来年度はまだ間に合いません。しかしながら、当面の緊急避難的なものといたしますて、たとえば住宅地審議会の御答申にござります、適正な負担の範囲内で行なきならないとされていいる持ち家もしくは賃貸の所得区分のあり方等につきまして、それがなかなか実現できないとなれば、当面はやっぱり利子補給を少しやす方向で

検討する必要があるとか、もしくは傾斜家賃の中身の検討をする必要があるとか、そういうような

ことが当面の問題にならうかと思います。

○二宮文造君 大体その新規供給の公営住宅もだんだん家賃が高くなってきた。こういうところに、そこにお入りになる方々の苦勞もあるわけですが、問題は、まあ家賃の問題も大変ですけれども、建設状況が遅々として進まない。これがいま一番大きな問題だらうかと思いますが、ここ数年の

公営住宅の建設状況、たとえば当初計画を消化できなかつた県というのは一体どのくらいありますか。

○二宮文造君 ちよと待ってくださいよ。それ

は、いまの、公団住宅でしょ。私はまだ公団住宅に触れていないんです。持ち家とか、持ち家の

ローン減税とか、あるいはいま民営賃貸住宅の家

ました。昭和四十七年度は八都府県、昭和四十八年度は三十都道府県、昭和四十九年度は十三都道府県、昭和五十一年度は三十二都道府県にわたっております。

○二宮文造君 問題はどこにあると思いますか。これはもう議論し尽くされたことですから、結局地方自治体の裏負担の軽減ということがやはり問題にならうかと思いますが、まず一番に、公営住宅の家賃の高額化というものを抑えなきゃならぬという点が一点、それからその建設を促進しなければならない、そのための裏負担を軽減するということが第二点。こういう裏腹の関係にならうかと思いますが、具体的には現行の国庫補助率の第一種二分の一、第二種三分の二を引き上げることでも、建設費の算定基準、これを実情に照らして改めなきゃならぬと。さらにはまた、用地取得のための地方債の利子を全額国庫負担にしなければならないとか、こういうふうな問題が出てきておりますし、仮にそれらが無理とするならば、せめて用地費を全額政府資金をもつて充当する、この点についてはどうですか。

○政府委員(山岡一男君) 公営住宅のまず補助単価でございますけれども、從来から実績に見合うものとなるよう適正単価の確保に努めております。昭和五十年度におきましても、建設物価の動向を勘案をしまして七・二%の引き上げを行つてまいりました。公営住宅はその目的に書いてございましたように、「国及び地方公共団体が協力して」建設するというたてまでございます。で、復帰後、間もない沖縄につきましては、現在第一種を三分の二、第二種を四分の三といふことにいたしておりますが、その他の都道府県につきましては、われわれいたしましては、現行の補助率で国と地方の負担としては妥当なものではないかと考え

ております。

それからさらに、公営住宅の建設に要する用地費だけでも全額利子補給したらどうかというお話をございましたけれども、現実には用地費の補助に相当するものといたしまして、家賃収入補助と第一種二分の一、第二種三分の二を引き上げて、それで現在のところ用地費に対する補助関係は、従来の二分の一もしくは三分の二の補助があつたというふうなことと同じように、家賃に反映するようにしておりますので、現在の制度といたしましてはこれでよろ過ぎる、これを軽減しなければいわゆるお断りという問題が、これはまあ公團にも関係してくるわけですが、出てまいりますが、このいわゆる最大の隘路となつてきました関連公共公益施設、

これの整備にかかる地元負担、これを軽減するのにどういう対策を建設省はお考えになつてきましたのか、これを伺いたい。

○政府委員(大富宏君) お述べになりましたとおり、現在宅地開発等に伴う必要な関連公共公益施設の負担といふのは、單に公営住宅、公團住宅のみならず、もう民間の場合でも非常に大きいやうな負担にならざる、もう民間の場合でも非常に大きいやうな負担になります。公團あたりの調査によれば、このように公團施設がある場合は、公團施設といふべきが、これが何を意味するか、これを伺いたい。

○二宮文造君 関連して御説明があるかと思っております。私が、金融公庫、これは公的機関のみならず民間もこういう融資対象になるわけでございますが、こういう部面について私は改善いたしましたつもりでございますけれども、一層この辺の制度を充実させまして、なるべくひとつ地方公共団体の負担が軽くなるように、また最終需要者にしわ寄せがいかないよう努力いたしたいと思つております。

○二宮文造君 関連して御説明があるかと思っております。私が、金融公庫、これは公的機関のみならず民間もこういう融資対象になるわけでございますが、こういう部面について私は改善いたしましたけれども、一層この辺の制度を充実させまして、なるべくひとつ地方公共団体の負担が軽くなるように、また最終需要者にしわ寄せがいかないよう努力いたしたいと思つております。

さるに、ただいま計画局長が申されましたように、われわれいたしましても現行の立てかえ制度、低利融資制度、それから地方債とリンクしたしました利子補給制度等、次々といろんな改善を講じてまいりましたし、それぞれの制度の中身も十分充実してまいりましたけれども、われわれども、大都市近郊の人口急増市町村におきましては、いろいろなそういうふうな投資的経費の決算額が、地方債の累増残高と比べまして、地方債の残高のがどんどん超えるというふうなことも出てまいっております。したがいまして、そういうところにつきましては、やはり何らかのそういうふうな負担を容易にするだけではなくて、軽減する措置が必要だらうというものが発想のもとでございま

いました。これは確かに最近の他の公共事業に比べても、昨年まで起債の充当率が八五%でございました。これは確かに最近の他の公共事業に比べても、昭和五十二年度は九五%というところまで一〇%引き上げていただきたわけでございます。今後もその方針を堅持していきたいと思います。

それからさらに、公営住宅の建設に要する用地費だけでも全額利子補給したらどうかというお話をございましたけれども、現実には用地費の補助に相当するものといたしまして、家賃収入補助と第一種二分の一、第二種三分の二を引き上げて、それで現在のところ用地費に対する補助関係は、従来の二分の一もしくは三分の二の補助があつたというふうなことと同じように、家賃に反映するようにしておりました。これは関連公共公益施設の整備に地元負担がかかるので、現在の制度といたしましてはこれでよろ過ぎる、これを軽減しなければいわゆるお断りという問題が、これはまあ公團にも関係してくるわけですが、出てまいりますが、このいわゆる最大の隘路となつてきました関連公共公益施設、

これの整備にかかる地元負担、これを軽減するのにどういう対策を建設省はお考えになつてきましたのか、これを伺いたい。

○政府委員(大富宏君) お述べになりましたとおり、現在宅地開発等に伴う必要な関連公共公益施設の負担といふのは、單に公営住宅、公團住宅のみならず、もう民間の場合でも非常に大きいやうな負担になります。公團あたりの調査によれば、このように公團施設がある場合は、公團施設といふべきが、これが何を意味するか、これを伺いたい。

○二宮文造君 関連して御説明があるかと思っております。私が、金融公庫、これは公的機関のみならず民間もこういう融資対象になるわけでございますが、こういう部面について私は改善いたしましたけれども、一層この辺の制度を充実させまして、なるべくひとつ地方公共団体の負担が軽くなるように、また最終需要者にしわ寄せがいかないよう努力いたしたいと思つております。

○二宮文造君 関連して御説明があるかと思っております。私が、金融公庫、これは公的機関のみならず民間もこういう融資対象になるわけでございますが、こういう部面について私は改善いたしましたけれども、一層この辺の制度を充実させまして、なるべくひとつ地方公共団体の負担が軽くなるように、また最終需要者にしわ寄せがいかないよう努力いたしたいと思つております。

さるに、ただいま計画局長が申されましたように、われわれいたしましても現行の立てかえ制度、低利融資制度、それから地方債とリンクしたしました利子補給制度等、次々といろんな改善を講じてまいりましたし、それぞれの制度の中身も十分充実してまいりましたけれども、われわれども、大都市近郊の人口急増市町村におきましては、いろいろなそういうふうな投資的経費の決算額が、地方債の累増残高と比べまして、地方債の残高のがどんどん超えるというふうなことも出てまいっております。したがいまして、そういうところにつきましては、やはり何らかのそういうふうな負担を容易にするだけではなくて、軽減する措置が必要だらうというものが発想のもとでございま

す。したがいまして、そういう場合に、大都市地域において種々の経済活動を営みいわゆる集積の利益を受けている大企業を対象とする、そのため人口の集中をもたらして深刻な住宅難問題の主要な原因をやはり持っている点に着目をすると、一般的に応分の負担能力があるというふうなことを頭に置きまして、たとえば一億円の年間で給与の支払いをされたところでは二十五万円程度、四億円の入件費を払われたところでは百万円程度と、いう程度の税負担を求めまして、そういうものを国税として徵稅をいたしまして、周辺の市町村に補助裏の補充、それからいろいろなメニュー的なものの補助といふふうなものの道を開いたらどうかと、そういうことによりまして関連公共公益施設の整備の促進を図つてやはり団地開発促進の一助にしたい、これもやはり住宅事情の安定するまでの間の臨時の措置としてお願ひしたいというふうな実は提案をしたわけでござります。

【理事赤桐操君退席、委員長着席】

これにはいろいろと論議がなされておりますけ

れども、

これも全体の税制の中で今後十分に検討

していこうではないかといふことなどをございま

す。

この間の臨時の措置としてお願ひしたいといふ

うな実は提案をしたわけでござります。

○二宮文造君

次に、公団の問題に移りたいんで

すが、公団はちょっと時間もございませんし、非

常に大きな問題を抱えて、先ほど大臣からも答弁

があつたように、建設省の中にその対策の委員会

等を設置されて、住宅公団が抱えるもあるもの問

題について対策を協議しようということになつて

おりますので、これは住宅公団については別途質

問をさせていただくことにして、問題は、またよ

り細かくなつて大変恐縮なんですが、单身世帯で

すね。いわゆるお年寄りとか未亡人だとかある

いはまた单身の方、そういう方々の单身世帯の場

合の施策が抜けているといふことが非常にいま問

題になつてきているようありますけれども、公

営住宅法の第十七条第一項ですか、これを早急に

改正をして、まあすべての单身世帯といふのは無

いです。

○二宮文造君

検討の課題にしていただいて、早

急に道を開くべきではないかと思います。

また、飛び飛びで大変恐縮なんですが、時間の

改正をして、まあすべての单身世带といふのは無

いです。

○二宮文造君

検討の課題にして

北地建のどなたですか、出席されていましたと言われましたね。

○國務大臣(長谷川四郎君) 出席したんじゃなくて……

○上田耕一郎君 調べた方ですか。

○國務大臣(長谷川四郎君) 調べた方ですね。

○上田耕一郎君 いま河川局長は、二回会、三次会という事実はないと。しかし、二回会じやなくて一次会はあったと。一次会は、田中角栄と河川局長その他建設省の幹部が集まっていたという事実はあったんですね。そこにはこの新潟の河川改修の難題が持ち上がって陳情に来ていた越山会系の町長も同席していたんですか。

○政府委員(柳野康行君) 調べたところによりますと、いわゆる新潟全般の期成同盟会とか、そういう儀礼的なことが年に一度程度田中先生と一緒に会合があったということござります。しかし、四十七年以降は、私そういうのは出席したこと、治水課長について以来ございません。

○上田耕一郎君 県名前を覚えておりませんけれども、年に一度くらいあることもあります。

○政府委員(柳野康行君) やはり、たまにはござります。

○上田耕一郎君 たまにはというの、どういう県ですか。

○政府委員(柳野康行君) 県の名前を覚えておりませんけれども、年に一度くらいあることがあります。

○上田耕一郎君 新潟県と年に一回、つまり毎年ですね。毎年建設省の幹部が田中角栄を交えて、新潟の県の関係者と儀礼的な会合を毎年持っています。

○上田耕一郎君 新潟県と年に一回、つまり毎年ですね。毎年建設省の幹部が田中角栄を交えて、新潟の県の関係者と儀礼的な会合を毎年持っています。

田中角栄を囲んでやらなければならないのですか。

○政府委員(柳野康行君) よその県におきましても、先ほど申し上げましたように年に一回程度あります。

○上田耕一郎君 建設大臣にお伺いします。非常に疑惑を持たれることですよ。料亭で建設省の幹部が、新潟に選挙区を持つ田中角栄という代議士、当時自民党的幹事長であり、その後大臣、総理大臣にまでなった男と、毎年建設省の幹部が新潟県の関係者を交えてこういう会合を持っている。儀礼的で済むはずはありません。そういう料亭で酒を飲んで、芸者まで出てきた。そういう事実についてこういう疑惑が出ていて、それだけ毎年やつておりましたら、新潟県の予算をどうするこううるという話がその場で出ないにして、恐らくその場でも出ているでしょうけれども、建設省がもう田中角栄の大臣がずっと歴代あるという深い関係であればだけ疑惑が書かれているわけですから、そういう問題についていまのような逃げの答弁をして、全く事実がなかったということは、私はこの委員会をも愚弄するものであると考えますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(長谷川四郎君) 私は群馬県でござりますけれども、群馬県でも、この河川とか道路とかの関係で、国会議員が皆集まつて、出られぬ方は秘書が出てきて、そして市町村長さんが出て、それで本年度はひとつせひ頼みますよというような会合には私も出たことがござりますが、必ずしも、たまたま田中角栄さんがこの席に、ああいうことになったからなんでしょうけれども、他の府県にもたまには、毎年こういうことは、私の方も

には、私もきょうこれは、先ほどいただいて、そういう前回あなた質問があつて、これにお答えするのだという話がありまして、ただ私はもうつていてしまったんですねけれども、これは先ほど読み上げました九名の方が調査をしてみて、そういうふうなことは、灰色だとなんとかといふようになります。

○上田耕一郎君 よその県におきまして、ただ私はもうつていてしまったんですねけれども、これは先ほど読み上げました九名の方が調査をしてみて、そういうふうなことは、灰色だとなんとかといふようになります。

○上田耕一郎君 まだ、そなういう事態になつたからではなくて、なる前にそういうことがあつたということです。

○國務大臣(長谷川四郎君) たということで、この報告には、九人の方が、調べてみて、そういう事実はございませんでしたという結論が出ていたのですから、私はこの人たちの調査報告を信頼する考え方でござります。

○上田耕一郎君 いや、理解してませんよ。

○國務大臣(長谷川四郎君) 今後はこういうことになりますように、私も就任と同時に、厳にこういうことは慎んでもらいたいということを職員全体に向かってお願いを申し上げておきました。今後はこういうことがあり得ないということを、私はあなたの方前ではっきりと申し上げられると思います。

○上田耕一郎君 そういう事実があつたと、非常に重大なことですから、首にもかかわりますから言ははずはないでしよう。

○上田耕一郎君 先ほど私が申し上げましたように、四十七年以前にはあつたということです。

○國務大臣(長谷川四郎君) 先ほど私が申し上げましたが、毎年やっているんですか。

○上田耕一郎君 四十七年は田中角栄総理大臣になりましたから、恐らく田中角栄は今度は出ないでやつたんでしょうけれども、いまのお話だと、四十七年以前には毎年こういう会合をやつていた

そのものにやつぱり国民の前に反省すべき事態があると思います。建設大臣、そういう問題についてどうお考えか。

それから、今後こういう種類の料亭でこういうことをやるということは、一切やめるということと御答弁願います。

○國務大臣(長谷川四郎君) さかのばつて四十七年の問題は御理解をいたいたようございます。

○上田耕一郎君 いや、理解してませんよ。

○國務大臣(長谷川四郎君) 今後はこういうことのないよう、私も就任と同時に、厳にこういうことは慎んでもらいたいということを職員全体に向かってお願いを申し上げておきました。今後は

こういうことがあり得ないということを、私はあなたの方前ではっきりと申し上げられると思います。

○上田耕一郎君 いや、理解してませんよ。

○國務大臣(長谷川四郎君) 今後はこういうことのないよう、私も就任と同時に、厳にこういうことは慎んでもらいたいということを職員全体に向かってお願いを申し上げておきました。今後は

こういうことがあり得ないということを、私はあなたの方前ではっきりと申し上げられると思います。

○上田耕一郎君 いまの決意をお伺いいたしました。

策について報告していただきたいと思います。

○國務大臣(長谷川四郎君) 私が承った件につきまして、本件に関しては道路公団に手落ち、不正な事実はないものと、私はそういうふうに考えております。けさほどいろいろ伺いました結果、そういうふうな私は考えを持ちます。しかしながら、公団の事業の執行に当たっては世間の疑惑を招くことのないようさらに十分に気をつけてもらいたいということを、けさほど申し上げてきました。

わけでございますけれども、あと、以上の細かい点につきましては公団總裁がおいでになつておりますから、どうかひとつ承っていただきたいと思います。

○参考人(前田光嘉君) 昨年十月に上田先生から、調査をして善處をするようにという御指摘いたしました大積の土地利用組合の調査の概況につきまして申し上げます。

○参考人(前田光嘉君) 昨年十月に上田先生から、調査をして善處をするようにという御指摘いたしました大積の土地利用組合の調査の概況につきまして申し上げます。

○参考人(前田光嘉君) 昨年十月に上田先生から、調査をして善處をするようにという御指摘いたしました大積の土地利用組合の調査の概況につきまして申し上げます。

この土地利用組合は、大積土取り場のほか近接の未開発地区の高度利用を企画推進し、組合員の新しい農業経営の確立と経済的地位の向上を図ることを目的として、昭和五十年四月二十八日に設立されたものであります。組合は、当該地域の土地所有者、土砂の採取権者等十三名で構成されておりまして、それぞれの有する、いま申し上げました土地所有権あるいは土砂採取権等を組合に出資いたしまして、そして組合をつくっております。その組合長には、ただいまお話がございましたように、中越興業の細川一氏が選任されております。

この土地利用組合は、大積土取り場のほか近接の未開発地区の高度利用を企画推進し、組合員の新しい農業経営の確立と経済的地位の向上を図ることを目的として、昭和五十年四月二十八日に設立されました。組合は、当該地域の土地所有者、土砂の採取権者等十三名で構成されておりまして、それぞれの有する、いま申し上げました土地所有権あるいは土砂採取権等を組合に出資いたしまして、そして組合をつくっております。その組合長には、ただいまお話がございましたように、中越興業の細川一氏が選任されております。

○参考人(前田光嘉君) は事実がどう処理されていったかが浮かび上がってきたように思います。つまり、組合員に何らその苦情も何もないと言われましたけれども、いまもう苦情を言うことも恐らくできなくなっている

いますが、菜園にすることには農業用の貯水池が必要でございます。貯水池の造成費、あるいは菜園にするための土砂採取後の敷地の造成、あるいはのり面の整備、あるいは排水溝、こういうもの、それからその間の一約四年間かかりますが、土砂採取中の管理費、あるいは防災費、こういうものが全部その中に含まれておるわけでございまして、そういうこともあわせてこの組合は施行をしますが、こうしたことになつております。したがいまして、最後のしからばどういうものを具体的につくるかということは、先ほど繪図の答弁にもありましたように、五十四年の秋に大体私たちは土を取り終わる予定でございます。取り終わりましたとして現地の状態がはつきりした段階において、組合員の全員が協議をして具体的に計画を立てて、そこでその土砂代と公団が払いました中で――恐らくこれは組合で内部保留しておくんだろうと思いまいますが、内部保留をした金でその跡地を造成をするかようなことになつておるというふうに伺つております。

○政府委員(浅井新一郎君) 北陸自動車道のルート選定の問題でござりますが、高速道路の路線の選定につきましては基本計画、整備計画の段階で地方建設局が十分な調査をやるわけでございますが、その際には地形、地質、気象、あるいは土地利用の状況、文化財があるかないか、そういったことをいろいろ勘案しながら技術的に検討を加えて、さらに地元自治体の意見も聞きながら慎重に選定しているわけでござりますが、その建設省で大体整備計画で決めましたルートに沿つて、その後日本道路公団に施行命令が出てからさらに詳細な調査を加えておるわけでござります。

それで、御指摘の北陸道のあのルートの選定の理由でございますが、これは御承知のように、あの地域は国道八号線が通っておりますので、国道八号線は曾地岬という峠を越しているわけであります。これが毎年雪で悩まされていて非常に有名な峠でござります。それから、あの辺一帯は地すべりの地域でございまして、非常に各地に地すべりの跡が残っているわけであります。この二つの要件があの地域のルート設定の一つの大きな選定のポイントにならうかと思ひますが、まず地すべりの問題につきましては、いろいろ地質的な調査の結果、地蔵峠付近で抜くのが一番地質的に問題がないということで、地蔵峠付近をねらったわけでござります。

それから国道八号線のルートが雪で非常に困っているということは、あの地域は、御承知のように日本海岸に早く出れば出るだけ雪の問題は少ないわけでございまして、そういうことから長岡から西進しまして、峠を抜く位置としては、なるべく長岡に近い位置の峠を抜いて早く日本海岸に出るということが必要なわけでございまして、そういうこととあの位置で湾曲したように見えますが、早く刈羽平野に出るということがルート選定の一番大事なポイントであるわけでございます。そういうことから、刈羽の平野に出て柏崎まで一直線にならぬというルートが選ばれたわけでござ

いまして、技術的に十分自信のあるルート設定でござります。

○上田耕一郎君 国土開発幹線自動車道審議会が、このルートの、どこの町を通過するという整備計画で決めただけじゃなくて、ルートそのものもここで最終的に決めるんですか。

○政府委員(浅井新一郎君) 先ほど申しましたように、建設省において前段に十分調査をいたしまして、一つのルートを持って審議会にお詣りして、その際にいろいろ御意見を聞いて一応決めていただくわけでござります。

○上田耕一郎君 審議会で決める際、建設省が案をつくるわけですけれども、案をつくる際、新潟選出の政治家、たとえば田中角栄などから圧力あるいは話があつたことはありませんか。

○政府委員(浅井新一郎君) ルート設定の経緯は、長年の間に、先ほど申し上げましたようないろんな条件を踏まえて技術的に決める問題であります。その間にルートをここへ通せといふような圧力はないというふうに考えております。

○上田耕一郎君 圧力はないとしても、田中角栄氏との問題について相談したことはありませんか。

○政府委員(浅井新一郎君) 私は聞いておりません。

○上田耕一郎君 当時の審議会に田中角栄氏が入っていたと思いますが、いかがですか。

○政府委員(浅井新一郎君) 御承知のように、この審議会は国土開発幹線自動車道建設法によりまして一応審議会のメンバーが決められておりまして、これには総理大臣を会長にしまして関係各省の大臣、それから衆参両院から衆参両院議長の推薦によってそれぞれ委員を出していただくということになつております。当時自民党からは幹事長ということで、自民党からの推属で、衆議院の推属という形で一応田中前総理が委員になつておったわけでございます。

○上田耕一郎君 あなたは、田中角栄と相談したことには聞いておりませんと言われましたが、これ

はいま答弁のありましたように、当時の審議会の委員なんですね、しかも自民党の幹事長で、新潟県選出の代議士であれだけの力を持っていました。あなたは自治体の意見も聞くと言わましたが、しかもこの審議会の委員である田中角栄との問題について相談したことがないとはつきり言われますか。

○政府委員(浅井新一郎君) 私も高速道路課長を二年半ばかりやりまして、その間に審議会のおせん立てをした経験もございますが、審議会にかける場合には、建設省の原案を一つにまとめて、いろいろ説明資料をつけてその場で御説明すると、いうことでございまして、審議会のメンバーの方に事前にこういふことでござりますといふふうに御説明はいたしておりません。

○上田耕一郎君 御説明はいたしておりませんと、いふふうにまで口を出し、文化勲章にままで口を出す男で、自分の地域の、しかも自分の実家のある西山部落を通る道について何ら関心がないといふふうなことは避けなければなりません。道路公団総裁は、私の前回の質問のときに、たまたまそこに田中さんの家があつたんだと言われましたけれども、たまたまそこに家があるようろにつくといふふうなことは避けなければなりません。道路公団総裁の、田中角栄の家からわずか一キロのところに道路を通り、インターチェンジをつけたんだといふふうに地元では言われておりますけれども、それが見てもそういう疑惑ができるわけです。そういう疑惑ができないようなルート決定とインターチェンジの決定を当然すべきであると思う。

この問題、いろいろ詰めていきますと、技術問題等々言ひでしようけれども、こういう問題が起きるゆえんの一つには、私は審議会の構成の問題があると思う。先ほど局長から説明がありました

ようだ、内閣総理大臣を会長にして政府から八名、参議院議員五名、学識経験者が九名、全部で三十五名ですけれども、このときは政府は自民党政府ですから、自民党議員は全部合わせると十七名になりますね。三十名中十七名自民党議員で占めてしまふうというようなことが、非常にこういう路線決定のやつぱり政治的な決め方ということについて思ふるんです。三十分ほど急行の一つや二つと言つて選挙区に駅をつくらうとしてやめた大臣がおりますけれども、政治家にとって道路だと、鉄道だと、路線決定というのは非常に関心が地元の利益と結びついてあり得るわけです。ここにまた金の動く危険もある。私はこういう審議会問題、これ、一つの例でありますけれども、衆議院の予算委員会でもわが党の三谷議員と山原議員がこの審議会の構成や運営について問題を出しましたが、国土開発幹線自転車道建設審議会委員の構成そのものも、政府から九名、衆議院、参議院合併で八名、学識経験者九名という構成そのものも一度再検討する時期に来てゐるのではないかと思うんですね。

それで、特に地方自治体の意見を聞くと言われるけれども、自動車道路の路線決定は全国の地方自治体にとって非常に重要な関係を持っておりますので、当然地方自治体の見地をやつぱり代表する委員も加えるべきだと思う。こういう観点から、こういう審議会の構成そのものを見直すべきだと思いますけれども、建設大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(長谷川四郎君) 恐らく、国会でござりますから、その党の数によって決定をされてしまう、地元では、あれは田中が曲げて、あすこにインターチェンジをつけたんだといふふうに地元では言われておりますし、だれが見てもそういうふうでも、地元では、あれは田中が曲げて、あすこにインターチェンジをつけたんだといふふうに地元では言われておりますけれども、建設大臣いかがでしょうか。

○上田耕一郎君 審議会問題は、これ一つではありますから、その党の数によって決定をされてしまう、選出されていくのが当然のことでござりますけれども、この理由も公団側の見解をお伺いいたします。

○参考人(志村清一君) 先生御指摘になりましたように、宅地開発公団、昭和五十年の九月に発足いたしまして、ほぼ一年半を経過いたしております。何にせよ私どもの仕事は、国会の附帯決議によりまして三百ヘクタール以上の大規模な団地に手をつけると、こういう御指示でござりますので、いわば百万坪近く大きな面積でござりますので、相当慎重に事業の調査をし進まねばならぬと思つておきます。さような意味で、昭和五十一年度におきましても目に見えた大きな仕事の進展はございませんが、五十一年の四月に茨城県の竜ヶ崎につきまして約七百ヘクタール、ほぼ二百万坪ござりますが、この事業は地主さんと共同でやる区画整理事業でございますので、地元の地主さん等の御了解を得ておきますが、この事業は地主さんと共同でやる区画整理事業でございますが、の開発事業に手をつけております。

この事業は地主さんと共同でやる区画整理事業でございますので、地元の地主さん等の御了解を得ておきますが、この事業は地主さんと共同でやる区画整理事業でございますが、の開発事業に手をつけております。

と官僚と自民党との結びつきで、あるいはその

バッカに財界がいて政治を動かしているという疑惑が、国民の批判が強まつておりますけれども、その一つのためめにこの審議会のあり方といふことを

ただとえば自民党議員がその審議会の過半数、十七名も占めるといふような構成、それから地方自治体の代表し得る委員が全く入っていないといふような構成、こういう構成そのものについて検討する用意はないかということを質問したわけです。

○政府委員(浅井新一郎君) 御指摘の審議会は、御承知のようにメンバーの構成、組織が法律で決められておる問題でございまして、これは国土開発幹線自動車道といふ国家的な基礎をつくるネットワークを決める大切な審議会でござりますので、時の総理大臣が会長をやつて、しかも國の行政のそれぞれに責任を持つ関係大臣がそれぞれの立場で審議するといふような非常に大きな形の審議会でございまして、そのため関係各省の大臣が構成メンバーとして決められておるわけでございます。そのほかに国民の代表ということで、各党から衆議院議長及び参議院議長の推薦でメンバーを選んでいただくということで、そのほかに学識経験のいろいろ深い方の御意見を聞こうといふことで組織の形が決められておりまして、これほんなりに国土開発幹線自動車道といふ大きな計画を固める審議会としては一応の形になつておらうかと思います。まあ今後の問題につきましては、また大臣から……。

○上田耕一郎君 審議会問題は、これ一つではありますから、日本の審議会の役割りそのものがいま大きく問われているところです。審議会といふのはほとんど法律案についての答申だと、さまざまなかつた重要な問題について答申をし、この自動車道路の路線決定もそうですけれども、そういう国の重要な諸問題が非常に一方的な構成——しばしば財界が大きな役割りを占めている審議会が多いんですけれども、そういうところで決められてい。そして実は國權の最高機関、國民の代表機関の国会そのものの機能を、実はこの審議会

ならぬわけでございますが、その折衝をいたしましたとして、本年の八月ごろには区画整理事業の認可をいただきたいと、こういう目標で日下計画の作成を進めておる次第でござります。もつとも、計画ができませんと各般の事業ができないわけでござりますが、あらかじめこの辺はもうやつておいてもよろしいそとう御了解のついたところについては若干手をつけているところがございます。まことに事業に参画をさせてほしいという申し出をいたしました、そのほか、千葉県でやつております北千葉ニュータウンでございますが、非常に大事業でございますが、これにつきまして県と共同で私ども西地区につきまして何ヵ所か事業にかかるための調査を進めている状況でございます。

以上が五十一年度の事業の状況でございますが、事業がはかばかしく進まないという御指摘でござりますが、先ほども申し上げましたように、

相当大規模な事業でございしますので、うつかり手をつけますと大変な大きな額の出費になりますの

で、十分事前に調査をいたして進みたいと、かよ

り問題といたしましては、大都市圏の公共団体は、人口が集まり過ぎるのは困るといふ、いわ

ば人口抑制の立場で、必ずしも大きな団地のできることを歓迎されない向きもござります。それか

らまた、大きなニュータウンとでも申し上げるよ

うな規模のものでございますので、交通の問題、水の問題というようなことが非常に重要な問題でござりますので、これらにつきましても十分関係方面と折衝をして進まねばならぬといふうに考

えております。さらには地価が、大分鎮静してしまいましたが、山林とか荒れ地みたいなところでも現在相当高くなっています。素地価格が相

当高い呼び値をしておりますので、その高い呼び値でつくりますと大変高価な宅地になってしまふので、これらの点についても十分持ち主との折衝を重ねるというようなこと等々がございまして、

ただいま申し上げましたような個所について事業を進め、諸計画を進めておると、こういう段階でございます。

○上田耕一郎君 五十一年度の事業費は五百五十億円だったと聞いておりますけれども、そのうち実際にどのぐらいの事業が行なわれたのでしょうか。

○参考人(志村清一君) 五十一年度はお金として五百億、それから債務負担行為として五十億、契約だけできるということでございますが、合計五百五十億でございますが、お金としては五百億でございます。そのうち、ただいまのところ、今月末までに約百八十九億ぐらいの支出が見込まれておる状況でございます。

○上田耕一郎君 なかなか困難な状況ですけれどございますが、先ほども申し上げましたように、

も、五十二年度の見通はどうでしょうか。それから計画造成面積三千ヘクタールというものを消化できる見通しは一体あるんでしょうか。

○参考人(志村清一君) 五十二年度の事業の見通しでございますが、竜ヶ崎につきましては先ほども申し上げましたように、本年の夏ごろに区画整

理事業の御認可をいたしましたして、直ちに事業を進めてまいりたいと、かよう存じております。ま

た、北千葉ニュータウンにつきましても、私ども

の参画につきまして県と相当話を進めております

ので、五十二年度中には具体化ができるのではないかと、かよう存じております。また、そのほ

のかいろいろな地区的調査をいたしております

が、それ問題がございまして、まだ公にでき

ない段階ではございますが、そのうちから何ヵ所かぜひ実現をいたしたい、かよう考えておる次

第でございます。

さて、三千ヘクタールという問題でござります

が、竜ヶ崎が大体先ほど申し上げましたように七千ヘクタールでございます。それから千葉の北千葉ニュータウンが、計画といたしましてはほぼ三

千ヘクタールでございます。これは共同でやりますものですからそれ全部というわけにはまいりま

せんが、三千ヘクタール。そのほかの個所等々も

考えまして、できるだけ目標であるヘクタール分の事業に取りかかりたいと、かよう考へておる事業につきましては、先ほど先生に申し上げましたように、地主さんと共同でやる開発でございまつたとき、いまの予想では大体価格は坪当たり六千円だといふことです。

○上田耕一郎君 竜ヶ崎ニュータウンが一番最初に手をつけたといふんです、これは最初の売り出しのとき、いまの予想では大体価格は坪当たり六千円だといふことです。

○参考人(志村清一君) 竜ヶ崎のニュータウンの事業につきましては、先ほど先生に申し上げましたように、地主さんと共同でやる開発でございまつたとき、いまの予想では大体価格は坪当たり六千円だといふことです。

○参考人(志村清一君) それで、地主さんと御一緒に造成計画をいまつくりております。まあ大変いものをつくります

と、おのずから高くなるといふうこと等もございまして、また地主さんの御了承を得なければなりませんというふうなこと等もございまして、計画をつくりたい、御認可をいただきたい、

そして直ちに事業に着手をいたしまして昭和五十六年ぐらいに第一回の売り出しをいたしました。そ

の際は、先ほど来申し上げましたようにいろいろな条件がござりますが、何とか坪十五、六万円ぐらいでやるよう努力をしてもらいたいと、かよ

うに思つておる次第でございます。

○上田耕一郎君 やはり宅地開発公団総裁のいまの答弁にも明らかのように、かなり困難な状況に

あるということはこれは認めざるを得ないと思うんです。竜ヶ崎も地主さんとの共同開発ですし、

それから北千葉ニュータウンは県との共同といふ

うことでありますし、あの公団法審議のときに各委員から相当いろいろな問題が指摘されまし

た。あのときそれぞの委員が問題点、これとこ

んなにあるということを指摘し、私も相当、こう

のよう指導し進めていかとしているのか、そ

の点お伺いしたいと思います。

○政府委員(大富宏君) 第三期住宅五年計画

八百六十万戸を建設するためには、これに必要な

宅地は六万六千ヘクタールと言わわれているわけ

です。その中で特に三大都市圏につきましては約五

答弁をお聞きしましても、あのとき大垣局長は、これはかなり有名になりましたけれども、大体坪十萬円といふことを言つて、土地価格で一平方当たり五千円ないし一万円という土地はまだまだあります。

○上田耕一郎君 竜ヶ崎の宅地開発公団法の目的の第一条のところに、「住宅に困窮する労働者のために」という住宅公団法にある文字がやっぱり抜かれておる。こうなると、かなりふところに余裕のある層に宅地を供給していくということに結局なるのではないか私は思うんですね。

これは私はあの時指摘したんですが、やっぱりこれが述べられる程度で、実際には二十万円を超える

と、いうこともやっぱり考えられるような状況だと

六年で坪十五、六万円に売り出したいという希望があるんだといふことも言つておられたが、い

ま總裁お話しのよう、山林、荒れ地もなかなか当たり五千円ないし一万円という土地はまだまだあります。

の宅地の需要でござりますけれども 現在国土庁で三全統等の研究が進められておりますが、少なからいえ、その増加人口が一体どこに張りつくかということで、国土庁では非常に地方分散という政策を進めないと昭和六十年までに千三百万ぐらゐえるであろう。それがそつくり三大都市圏に集まるであろう。千三百万という人口は東京都の人口に匹敵する人口でございますが、こういうことでは大変だから極力地方に分散をさせる。抑制型でいった場合でも五百万はある。膨大なこの三 大都市圏の宅地あるいは住宅需要、潜在的な需要に備えて一体これをどうするかということで、十五国会でも非常に御審議いただいたわけでござりますけれども、住宅公団は住宅を建設するといふ大使命がある。

したがって、住宅公団は住宅建設に専念してい
ただく、そのかわりそれに対しまして宅地開発公
団は住宅の用に供する宅地を大量に供給するとい
う公団として設立してはどうかということ、住
宅公団と別個に設立されたものでござりますが、
お述べになりましたように、現在既存の社会資本
に依存するような小規模な開発でございましたら
こういう新たな公団も必要ではございませんで
しょうし、また開発も容易ではございますけれど
も、いま公団總裁からもお話ししましたように、
宅地開発公団は少なくとも三百ヘクタール以上の
大規模な宅地をということでござりますと、勢い
それに要するところの関連の公共公益施設、大変
なものでございます。そのためにはやはり地元の
市町村はもとよりでございますが、都道府県、地
方公共団体とも十分話を進めていかなければ
いわけでございます。三百ヘクタールとなります
と、用地買収から完成までには少なくとも十年ぐ
らいかかるわけでござります。現在多摩ニュー
ウン等は四十年ぐらいから始めておりますが、ま
だ宅造の段階は四〇%も満たない、こういうとこ
ろでございます。いまから大規模な開発をすると
いうことではやはり少なくとも五年ないし十年か

ばかり目的を達成しないと、宅地の欲しい労働者のために新しいニュータウンをつくるといううたためには、もうこのままではどつかにいつてしまうことになるのではないかという危惧さえ持たざるを得ない。住宅公団はあれだけの仕事をして、最近の状況の中で空き家も一万六千戸というよう大きな問題を抱えて、いま曲がり角にきていると、いうことが指摘されておりますけれども、宅開公団の場合には、つくつたばかりでもう早くも曲がり角と、真っすぐ全然進んでいないという状況にあるとさえ思われるわけで、建設省は、住宅公団に対しても空き家対策問題で委員会をつくるところが伝えられておりますけれども、宅開公団の事業の見通し、先行きについてそういう何らかの委員会をつくって対策を考えるというようなことは必要あると考えておりますが、建設大臣をお伺いします。

かる、そのためには確かにいろいろ御指摘受けまして、宅地開発公団発足して一年半で、まだ本当にその事業の見通しもつかないわけでございまして、少くとも長期の昭和六十年といふような段階を見ますと、やはり鋭意いまからそういう基礎固めを私はしていく必要があるんではないかということで、公団とともに私ども勉強いたしている次第でございます。

○上田耕一郎君 しかし、そうおっしゃいますけれども、先ほどの答弁に明らかのように、実際に何はなかなかもう手のつく見通しが余りないわけですね。大都市圏は人口抑制で地方公共団体がなかなかいやがるという問題だとか、交通水の問題、地価の高さの問題、そういうことを公団総裁は非常にむずかしい点をいろいろお述べになりました。そういう点で私は、どうもこのままではさう

公営住宅について五十年度予算では八万五千戸組みながら、実際に都道府県に配分されたのは六万九千七百二十戸でした。五十一年度についても同じく八万五千戸に対して配分したのは七万戸ということになつております。これでは年度当初から一万五千戸切り捨てということになるわけで、こういう点で昭和五十一年度から第三期住宅五カ年計画が発足したわけですけれども、一期計画、二期計画に統いて、この第三期計画も同様な状況に落ち込みかねないと、いふように考へるんですけども、こういう事態を建設大臣はどのように考へておられるんでしようか。

○國務大臣(長谷川四郎君) 公営住宅につきましていろいろな考え方を持つて、いままでもお話をありましたように住宅公団のあり方、また今後の問題等について次官を長として委員会をつくり、またこれらに非常に明るい方、民間からも入つていただきまして、そして検討を加えているところでござりますけれども、大都市地域を中心としての公営住宅の建設が困難となつておることはそのとおりであると、したがつて、五十一年度の事業においてもその完全実施は少し困難ではないだらうかというふうに私も考えます。今後とも建設促進

れども、そういうような筋書きからしくなれば、すぐこれをどうこう云々と考えるわけにもいきませんけれども、いずれにしても今後の問題でござりますけれども、そういう上うな委員会といふうなものをつくつて、そしてこれに対処するといふことは、これは私は結構な話じゃないだろうかと、こういうふうにその御指摘はまことに結構なことだと思っております。十分その点も検討を加えてみる必要があると、こういうふうに考えておられます。

○上田耕一郎君　それでは、時間も迫ってまいりましたので少し先へ進ませていただきます。

先ほど二宮委員から住宅問題について、かなり広範なテーマについて問題が取り上げられました。私は時間の関係で公営住宅問題にしぼって最後にお伺いしたいと思います。

その困難は幾つもありますけれども、まず私は関連公共施設の整備問題ですね。特に東京都の都営住宅をつくっていく際、この問題が非常に大きな隘路になつてているということを指摘したいと思うんです。東京の都営住宅建設の場合、財政上の問題もちろんありますけれども、地元の区や市町村との調整の問題、周辺住民との調整の問題などがかなり大きな問題になっている。先ほど宅地開発公団総裁も言われましたけれども、区や市町村は余り公営住宅が来るのを好まない。金も出さなければならなくなつてくるし、関連公共施設の問題もある。しかも建てる最初は入つてくる税金が余り取れない。十年ぐらいたないと税金収入にならないというような点も考えまして、なかなか強い姿勢で東京都が都営住宅を建てようとするのに対して受け入れないわけですね。そのために東京都の場合は、これは全国でも東京だけだと思ふんですけれども、関連公共施設のすべてを都が単独事業として行うという状況があります。道路、河川、公園という公共施設から小中学校、幼稚園、保育所、児童館、敬老館、図書館など、こういう公益施設をもすべて都が負担して、ようやくそれ

成のために諸施策を推進して五ヵ年計画の目標達成には何としてもこぎつけていきたいと、こうううふうに考えて、せっかくただいまいろいろな角度から努力をしているところでございます。
○上田耕一郎君 大都市圏の都府県は特に大量に建設する必要があるわけですが、都府県別の計画戸数を見てみましても、たとえば五十一年度で非常に住宅難の著しい大都市圏にたくさん配分されているとはやっぱり思えない数字があります。東京は七千二百ですが、これは大阪五千二百三十九戸、兵庫三千七百八十五、愛知五千八百十八と、それほど差がない状況にあります。それから都市圏で千葉だと埼玉なんかは福島、茨城よりも少ないというような状況にあります。これはいま大臣が述べられたように、大都市圏に公営住宅を建設する上で非常に困難があることのあらわれだと思ひ

によって区や市町村の同意を得ている。

先ほど、計画局長ですね、立てかえ施行の問題を言わされました。東京の場合には立てかえ施行で、たとえば十年据え置き、二十年年賦というような条件を出しても、それも困るというので区や市町村が拒否するわけですね。そのためには立てかえ施行制度も実際には余り使えない。結局、都が全部こういう公益施設を負担してやる。小中学校は当然国の補助もつきますけれども、国の補助が当然つくべき道路とか河川、公園あるいは保育所、こういうものを全部単独事業で都が負担してやつていくという状況になるわけです。

東京都の事業概要を見ますと、都が負担した関連公共事業の実績が、都営住宅関係ですが、昭和四十八年に五十六億三千万円、四十九年で八十八億九千五百万円、五十年度で九十三億六千万円——約百億円にいま達しているわけで、こういう実態について建設省どう認識されており、また、どういう対策あるいは援助を考えておられるが、この点お伺いしたいと思います。

○政府委員(山岡一男君) ただいま先生おっしゃいましたとおり、大都市圏におきます公営住宅の進捗がおくれてまいりますゆえんの一番大きな原因は、関連公共公益施設の整備に関する地元公共団体との調整の難航ということが第一でございます。そのほかに周辺市街地の居住環境の整備保全に関する周辺住民との調整の難航、特に東京、大阪等の場合では建てかえ事業における入居者との交渉の遅延等が非常に主なものでございます。そういう結果を反映いたしまして、いま東京都を例にとられたわけでございますが、昭和四十六年には一万八千戸ぐらい東京都では公営住宅が建つておりました。その後激減いたしまして、昭和四十八年にはもう千二百戸というところまで落ちてしましました。最近に至って次第にまた回復してまいっておりますけれども、確かにそういう点につきまして東京都も非常に悩みがございました。

そこで、東京都では昭和四八年に都営住宅建設に関連する地域開発要綱というのをつくってお

りまして、原則としたしまして、そういう公共施

設等につきまして、都が管理するものは都が整備をする、市区町村が管理をするものは市区町村が整備をする。ただし、市区町村が整備することが困難なものについては都がかわって整備をすると、前向きな姿勢で地域開発要綱をつくっておられます。そのための費用の負担は、先ほど先生がおっしゃったとおりであろうと思います。

しかし、このような事態に対処いたしまして、実は國の方でも昭和五十年度から公営住宅の建設関連公共公益施設整備に関する立てかえ施行制度というのを、これは公営住宅について特別な制度を開いております。従来の公団、公社、都が行います立てかえ施行と異なりまして、これは國が補助金を出す。それから府もしくは道県がその補助金の一部を持つ。全額起債を認めていただいて、

五年につくったわけでございますが、それよりも前に東京都はそういう制度を開いておられるわけでございます。現在國が開きました制度も東京都においてもやろうと思えばできるわけでございります。ただ、その後調べてみると、われわれが都営住宅を建てるためには住宅施設、周辺の住環境整備をあわせて行わなければ建てられないで、都営住宅を建てるためには住宅施設、周辺の住環境整備をあわせて行わなければ建てられないわけで、そういう現状に対してもお答えでは実際の解決が進まないとと思うんですけれども、さらになこういう実情を考え、日本の首都の東京の都営住宅をもつともと建てられるような國の補助について積極的に検討をいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(山岡一男君) 団地式で開発いたしました。ものも次第に活用していただくよう東京都にもお願いしたいと考えておる次第でござります。

それからさらに、東京都につきましては、特に

われわれお願ひしておりますのは、やはり都営住

宅を区に建てるという場合の調整の難航が非常に

問題になつております。そこで、むしろ東京都といたしましては権能上、区にはやはり区の住宅を

つくる、区営住宅ができるというふうな機能がござりますので、できる限り区営住宅を今後も推奨

いたしますが、どうかという提案を都にもいたしておるところでございます。

○上田耕一郎君 どうも五十年度にそういう立てかえ施行、公営住宅のための立てかえ施行の補助制度をつくったということでござりますけれども、先ほど申しましたように、道路とか、河川とか、公園といふ公共施設、それから小中学校、幼稚園、保育所、児童館、敬老館、図書館などの公共施設ですね、こういうものは当然國の補助があつていいわけで、ところが、公営住宅、都

営住宅をばつくりとする場合、もうすでにそこの地域にはこういう道路にしろ、河川にしろ、公園にしろ、國の予算限られてはいるので、ここに補助金を出す。それから府もしくは道県がその補助金の一部を持つ。全額起債を認めていただいて、

その分において立てかえ施行をするというふうな制度でございます。したがいまして、この制度を

五十年につくったわけでございますが、それよりも前に東京都はそういう制度を開いておられるわけでございます。現在國が開きました制度も東京都においてもやろうと思えばできるわけでございります。ただ、その後調べてみると、われわれが

都営住宅を建てるためには住宅施設、周辺の住環境整備をあわせて行わなければ建てられないで、都営住宅を建てるためには住宅施設、周辺の住環境整備をあわせて行わなければ建てられないわけで、そういう現状に対してもお答えでは実際の解決が進まないとと思うんですけれども、さらになこういう実情を考え、日本の首都の東京の都

営住宅をもつともと建てられるような國の補助について積極的に検討をいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(山岡一男君) 団地式で開発いたしました。そのようなものにつきましては、やはり団地お断りに對する対策ということで、先ほど二宮委員にもお答え申し上げましたけれども、新しい財源

を求めてそういうふうな措置を振つたらどうかと

いうふうな提案もいたしましたが、どうか東京都の

都営住宅建設がもつともと進むように、そういう配分並びに制度上の施策の強化をお願いしたい

てはいろいろと協議する先もござりますので、た

だいま直ちに必ずできるとお約束するわけにならぬかもいらない状況でございます。

ただ、公共事業の配分につきましては、先生おつしやいましたとおり、確かに既成の市街地に対しましていろんな要望もございます。したがいまして、団地に関連するもの等につきまして要望をしなさいといつても、順位が低いというふうなケースは確かにおつしやるとおりございます。しかし、そぞろやつたとおりであります。

○上田耕一郎君 どうも五十年度にそういう立てかえ施行、公営住宅のための立てかえ施行の補助制度をつくったということでござりますけれども、先ほど申しましたように、道路とか、河川とか、公園といふ公共施設、それから小中学校、幼稚園、保育所、児童館、敬老館、図書館などの公共施設ですね、こういうものは当然國の補助があつていいわけで、ところが、公営住宅、都営住宅をばつくりとする場合、もうすでにそこの地域にはこういう道路にしろ、河川にしろ、公園にしろ、國の予算限られてはいるので、ここに補助金を出す。それから府もしくは道県がその補助金の一部を持つ。全額起債を認めていただいて、その分において立てかえ施行をするというふうな制度でございます。したがいまして、この制度を五十年につくったわけでございますが、それよりも前に東京都はそういう制度を開いておられるわけでございます。現在國が開きました制度も東京都においてもやろうと思えばできるわけでございります。ただ、その後調べてみると、われわれが都営住宅を建てるためには住宅施設、周辺の住環境整備をあわせて行わなければ建てられないで、都営住宅を建てるためには住宅施設、周辺の住環境整備をあわせて行わなければ建てられないわけで、そういう現状に対してもお答えでは実際の解決が進まないとと思うんですけれども、さらになこういう実情を考え、日本の首都の東京の都営住宅をもつともと建てられるような國の補助について積極的に検討をいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(山岡一男君) 団地式で開発いたしました。そのようなものにつきましては、やはり団地お断りに對する対策ということで、先ほど二宮委員にもお答え申し上げましたけれども、新しい財源を求めてそういうふうな措置を振つたらどうかと

いうふうな提案もいたしましたが、どうか東京都の都営住宅建設がもつともと進むように、そういう配分並びに制度上の施策の強化をお願いしたい

と思うんです。

それから先ほど区営住宅の話もありました。区営住宅をつくる場合には、確かに都道府県の助成事業として国が二分の一の利子負担ができるという制度、公営住宅開発環境整備助成事業などが使えると思うんですけれども、東京都が行っているのはそういう助成事業ではなくて、先ほど申しましたように、まるまる都の単独事業として行ってるものなので、この制度を、東京都がまるまる単独事業で行うものについてはそういう助成が当てはまらないという点もあります。ぜひこの公営住宅建設事業を進めるために、周辺の住宅市街地環境の向上に必要な施設を一体的に直接整備できるような新たな補助制度をつくることをも検討していただきたいと思います。

○政府委員(山岡一男君) 昭和五十年度予算におきまして、そう大幅なものではございませんけれども、新しい公営住宅団地をつくるに当たりまして、周辺の皆さんと共同で使う集会所、共同で使

う公園等につきまして、一部はみ出したものにつきまして特例加算ができるという制度を開くこ

とにいたしております。これもその応援の一部でございませんけれども、さらにさらに徹底した応援の手があるだろうと思いつますので、財源等の検討もいたしながら制度の検討してまいりたいと思っております。

○上田耕一郎君 次に、超過負担の問題ですが、

先ほど二宮委員の質問に対する答弁にもありますように、単価差に関する超過負担は少なくなりつつあるということはやっぱり事実だと思いま

す。ただ、やっぱりこの用地費の場合ですね、用地費の場合には、公営住宅の用地費については実

際には東京都等につきましては一ランク高いのを

つくりまして、全体として九地区でやっておりま

すけれども、その地区区分も二、三年ごとに実情

を勘案しながら組みかえをするということを方針

としてやつてまいっております。実際にはこうい

うふうな用地費の算定に当たりまして一応の用地

費に対する方針を立てたのです。たとえば

東京でございますと、五十一年度では五百十五万

円というのが用地取得費でございまして、用地造

成費が百七万円ということになつておりますけれども、やはり実際には二、三年か

かる高層建築、高層の公営住宅を建てる場合には、

当初の予算以上にかかることがあります

し、東京都の場合にもまだまだ超過負担はあるん

ですけれども、用地費の場合にもかなり大きい実

質上の超過負担が出てる。昭和五十年度の実績

を調べてみると、一戸当たり実際にかかった用

地費が五百二十五万九千円がありますが、起債の

基本額が四百三十一万六千円となっております。

差し引きますと超過負担は一戸当たり九十四万三千円。この一戸当たり九十四万円の用地費につい

て都が持ち出しをしなければならなくなつて、

というのが実情です。これでは都営住宅をもつと

つくらうと思つてもこの問題でさらに財政上困難

ということになりますが、この四百三十一万六千

円という標準単価で東京の場合実際に用地購入が

きわめて困難だということだと思います。標準価格と実勢価格とのギャップ——ギャップといいうの

は全国的な問題でもありますので、公営住宅建設

用地に対する地方債の標準単価を実勢単価と一致

するよう引き上げることが必要だと思いません

が、いかがでしょうか。

○政府委員(山岡一男君) 用地費の地区別単価につきましては毎年度改定を行うことにいたしてお

ります。それから原則といたしまして地区区分を、

全国を従来は八地区に分けておりまして、特に最

近では東京都等につきましては一ランク高いのを

つくりまして、全体として九地区でやっておりま

すけれども、その地区区分も二、三年ごとに実情

を勘案しながら組みかえをするということを方針

としてやつてまいっております。実際にはこうい

うふうな用地費の算定に当たりまして一応の用地

費に対する方針を立てたのです。たとえば

東京でございますと、五十一年度では五百十五万

円というのが用地取得費でございまして、用地造

成費が百七万円ということになつております。

それからさらに、同じ年度の中できます

全体の用地費の起債枠といたしまして、あるとこ

ろは低くあるところは高くというような場合に

は、全体をブールいたします。こういうふうな

標準単価が使えるというふうな運営をいたしま

して、できるだけ実情に沿うようなことをやつてしま

っておるわけでございます。

○上田耕一郎君 現在、標準単価を五百十五万円に引き上げられたということですが、まあ東京都で聞きますと、昭和五十二年、現在は一戸当たり用地費が七百万円から高い場合にはやっぱり一千

万円かかるというのが実情だということで、五百

十五万円に引き上げられたことはいいことであつ

ても、この用地費の超過負担、依然として解消す

るどころか、さらに拡大しつつあるということで

あります。まあ地価は一時鎮静しつつあると報じ

られましたけれども、最近また上昇模様にもあり

ますし、ぜひともこの標準単価を実勢単価に一致

する策ですね、さらに引き上げを要望したいと

思います。

もう時間がありませんので、最後にもう一問し

たいと思いますが、都市再開発事業で再開発住宅

の制度があるわけですが、大都市の場合、この住

宅密集地の住環境改善のために都市改造を行つ必

要があると、その手法として住民参加の再開発事

業があつともと進められなければならぬ状況

にあります。再開発のためにはデパートやスー

パーが来るとうましくいくけれども、そのほかの場

合にはなかなかむずかしいという実情で、そうだ

とすると住民本位の都市改造というのにならなか

むずかしくなるわけです。それで、デパートのか

わりに自治体が保留床を購入する、そしてそれを

公営住宅にする、そうすれば都市改造も促進され

ますし公営住宅もあえると、一石二鳥だと思いま

すけれども、現在の公住法で自治体がこういう再

開発の場合保留床を購入するということが可能

なことがあります。それからさらに、同じ年度の中

でござります。たしかに、公営住宅そのものは収入制

限を設けた低所得者のための住宅でございま

すますし、計画中のものもござります。参加組合員

にまおつしゃいました参加組合員となる方法、これ

は当然できるところでございますし、現在までもす

でござります。ただ、公営住宅そのものは収入制

限を設けた低所得者のための住宅でございま

すますし、計画中のものもござります。参加組合員

としてその中に参加するということはできるわけ

でござります。ただし、公営住宅そのものは収入制

限を設けた低所得者のための住宅でございま

すますし、計画中のものもござります。参加組合員

として、全体の設計、付帯施設等につきまして計画段

階から十分打ち合わせをするということが必要だ

と思つております。

それからさらに、市街地再開発等に関連をいた

しまして、当該市街地再開発施行区域内の借家人

等の零細権利の方々で、やはりそういうところ

に公営住宅が欲しいという方もいらっしゃいま

す。そういう方のために、収入制限がない再開

発住宅というのを実は公的住宅といたしまして予

算補助で制度上設けております。そういうものの

活用を今後大いに図つていくべきだらうというふ

うに考えておる次第でございます。

○上田耕一郎君 やはりこれから都市再開発が進

んでいきますので、その際、最初に参加組合員に

設のように購入を含むといいうのがことさら書いて

なるか、あるいは公住法を改正して、「及び購入」

というのを入れて公営住宅にするということになると、これは再開発も進むし、公営住宅もふえるということで一石二鳥であると思いませんので、ぜひ御検討をいただきたい。

その際、ひとつ問題が起きますのは、いまの再開発住宅と違つて都市再開発に組合員として参加するといふような場合、かなりやっぱり家賃が高くならざるを得ないという問題があります。その点で、ことし建設省が提出した概算要求の中には

公営住宅に対する家賃対策補助制度と、傾斜家賃制度をとつて、この傾斜家賃をとるために減額されるが、その差額に対して一種二分の一、一種三分の一という家賃対策補助制度の創設が入つておきました。これはどうも認められなかつたようですがれども、こういう考え方をお持ちだとすると、こういう再開発をした際に、その保留床を自治体が組合員として公営住宅にするといふような際に、こういう形を援用して家賃補助をするといふことが行われたら非常にいいのではないかと思ひますけれども、その点いかがでしょうか。

○政府委員(山岡一男君) 先生おっしゃいますとおり、家賃問題につきまして、先ほど二宮議員に

お答え申し上げましたけれども、息の長いと申しますか、根本的に検討すべき原価主義からの脱却という問題と、当面の家賃対策ということがござります。その当面の家賃対策の一環といたしまして、もう背に腹はかえられない措置といたしましたいという要求をしたことは事実でございまざりますが、たとえば割り増し家賃もしくはいまの家賃の不均衡の是正等による財源等を引き当ていたしますと相当なことができるといふことでございまして、そういう点との引き合いでこれは落ちたものでございます。しかし、先ほど申し上げましたように、家賃制度のあり方につきましては基本的な問題がございます。したがいまし

て、今後におきましてはその基本的な問題の中

で、今後におきましてはその基本的な問題の中でも、再開発事業の中でもできるような制度も加味してまいりたいといふふうに思つております。

○上田耕一郎君 ひとつの建設大臣、われわれも大いに応援しますから、いまの公営住宅に対する家賃補助制度、その実現のために努力していただきたいと思います。

○國務大臣(長谷川四郎君) 私も上田さんのおっしゃることには賛成でございまして、その交渉にもいろいろ当たつてみたのですけれども、なかなか遅々として進みませんでしたけれども、来年度は一步踏み出して、なるべく御期待に沿うような方向を目指していきたいと、こういうふうに考えております。

○上田耕一郎君 質問を終わります。

○委員長(小谷守君) 本件に対する質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(小谷守君) 次に、治山治水緊急措置法

の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、趣旨説明を聽取いたします。長谷川建設大臣。

○國務大臣(長谷川四郎君) ただいま議題となりました治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

政府におきましては、現行の治山治水緊急措置法に基づき、昭和四十七年度を初年度とする治山事業五カ年計画及び治水事業五カ年計画を策定し、これにより治山治水事業の計画的な実施を進めてまいりました。

現行の五カ年計画は、昭和五十一年度をもつて終了いたしますが、一方、国土の利用、開発の著しい進展に伴い、山地及び河川流域においてしばしば激甚な災害が発生するとともに、各種用水の不足が深刻化し、治山治水事業を一層強力に推進

する必要が生じております。

このような情勢に対処するためには、現行の五年計画に引き続き昭和五十二年度を初年度とする治山事業五カ年計画及び治水事業五カ年計画を策定することにより、これらの事業を緊急かつ計画的に実施して国土の保全と開発を図る必要があります。

以上がこの法律案を提出した理由であります

が、次にこの法律案の要旨について御説明申し上げます。

第一に、ただいま申し上げましたとおり、現行の五カ年計画に引き続き昭和五十二年度を初年度とする治山事業五カ年計画及び治水事業五カ年計画を策定することといたしました。

第二に、昭和五十年度より国の補助事業として実施しております準用河川に関する事業を治水事業五カ年計画の対象となる治水事業に追加するとともに、この事業に関する経理を治水特別会計において行うようあわせて改正することといたしました。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いをいたします。

○委員長(小谷守君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十一分散会

三月十七日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月十九日)

一、治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

(地方の責務)

第一条 この法律は、国民の住生活の安定向上を目的とする。

第二条 国は、すべての国民に対し健康で文化的

な生活を営むに足りる住宅を確保し、国民の住

生活を適正な水準に安定させるため、住宅に関

する総合的な施策を定めることにより、住宅対策を強力

に推進し、もつて国民生活の安定と社会福祉の

増進に寄与することを目的とする。

(地方公共団体の責務)

第三条 地方公共団体は、住民に対し健康で文化

的生活を営むに足りる住宅を確保するため、

国との施策に応じて施策を講ずるとともに、当該

地域の自然的経済的社會的諸条件に応じた住宅

に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

第一章 総則（第一条—第六条）	住宅基本法案
第二章 住生活の基準（第七条—第九条）	住宅基本法
第三章 住宅の供給の促進（第十一条—第十七条）	
第四章 住宅地における居住環境の整備等（第十八条—第二十一条）	
第五章 住宅災害に関する施策（第二十二条—第二十三条）	
第六章 住宅及び宅地の取引の公正の確保等（第二十四条）	
第七章 行政組織の整備等（第二十五条）	
附則	

第一章 総則（第一条—第六条）	住宅基本法案
第二章 住生活の基準（第七条—第九条）	住宅基本法
第三章 住宅の供給の促進（第十一条—第十七条）	
第四章 住宅地における居住環境の整備等（第十八条—第二十一条）	
第五章 住宅災害に関する施策（第二十二条—第二十三条）	
第六章 住宅及び宅地の取引の公正の確保等（第二十四条）	
第七章 行政組織の整備等（第二十五条）	
附則	

(国民の協力)

第四条 国民は、国及び地方公共団体の住宅に関する必要な施設が円滑に行われるよう協力しなければならない。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、この法律の目的を達成するため必要な法規上及び財政上の措置を講じなければならぬ。

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、国民の住生活の現況並びに政府が住宅に関し講じた施策及び講じようとする施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 住生活の基準

(住宅の基準)

第七条 国は、国民の住生活の向上を図るため、住宅の規模、構造及び設備並びにその居住環境について、国民が健康で文化的な住生活を営むに足りる適正な住宅の基準を定めなければならない。

2 国は、おおむね五年ごとに、国民の住生活の実態に関する調査を行い、その結果を勘案して前項の基準について検討を加え、必要があると認めるときは、これを改定しなければならない。

(住宅費の基準)

第八条 国は、国民の住生活の安定を図るために、住居費が国民の負担能力に応じた適正なものとなるよう、住居費の負担の基準を定めなければならない。

(住宅の基準等の確保)

第九条 国及び地方公共団体は、国民が前条の基準による住居費の負担で第七条第一項の基準に適合する住宅に居住できるようにするため、住居費について補助を行う等必要な施策を講ずるものとする。

(税制上の措置)

第十条 国は、第十二条及び第十三条に規定するもののほか、住宅の供給を促進するための税制上の措置につき必要な考慮を払うものとする。

(住宅の供給に関する長期計画)

第十一条 国は、住宅の供給を総合的かつ計画的に促進するため、住宅の需要及び供給に関する長

期見通しに即して、住宅の供給に関する総合的な長期計画を策定しなければならない。

2 前項の見通し及び長期計画には、住宅の供給に関する事項を含むものとする。

(低額所得者等に関する住宅の供給)

第十二条 国及び地方公共団体は、住宅に困窮する低額所得者等に対して低廉な対価で住宅を供給するため、公営住宅の供給を促進する等必要な施策を講ずるものとする。

(宅地の供給の促進)

第十三条 国は、住宅に困窮する低額所得者等に対する住宅の供給を促進するため、その者に対し適切な規模、構造及び設備を有する住宅を供給する事業を行なう者等について、長期かつ低利の資金の融通の円滑化を図るとともに、税制上の措置につき必要な考慮を払うものとする。

(福祉住宅の供給)

第十四条 国及び地方公共団体は、老人、母子家庭、心身障害者等の福祉を増進するため、これらの者に對し、低廉な対価で住宅を供給するよう特別の配慮をしなければならない。

(持家建設の促進)

第十五条 国は、自ら居住するため住宅を必要とする者の住宅の建設を促進するため、その者に対する、長期かつ低利の資金の融通の円滑化を図ることも、税制上の措置につき必要な考慮を払うものとする。

(民間融資の促進)

第十六条 国及び地方公共団体は、良質で建設費の低廉な住宅の建設を促進するため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及等必要な措置を講ずるものとする。

(住宅の災害からの保護)

第十七条 国及び地方公共団体は、住宅の供給を促進するため、国土の総合的かつ計画的な利用に関する計画に基づき、居住環境の良好な宅地の供給、土地価格の安定その他必要な施策を講ずるものとする。

第十六条 国及び地方公共団体は、良質で建設費の低廉な住宅の建設を促進するため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及等必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、事業者、民間研究機関等が行う良質で建設費の低廉な住宅の建設を促進するための研究開発を推進するため、必要な技術上の援助並びに財政上及び金融上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(住宅地における居住環境の保護)

第十八条 国及び地方公共団体は、住宅地における良好な居住環境を保護するため、適正な環境基準を設定し、その確保に努めるとともに、都市計画に基づいて土地利用の適正化を図る等国民の住生活に障害をもたらすおそれのある原因を除去するため必要な施策を講ずるものとする。

(災害を受けた住宅の復興の促進)

第十九条 国及び地方公共団体は、災害を受けた住宅の復興を促進するため、災害を受けた住宅の補修又は当該住宅に代わるべき住宅の建設等を行う者に對し、その費用の一部につき補助を行うとともに、長期かつ低利の資金の融通を行なう等必要な施策を講ずるものとする。

(災害を受けた住宅の復興の促進)

第二十条 国及び地方公共団体は、市街地の再開発により、土地の利用の合理化及び高度化を図り、中高層住宅の建設及び居住環境の整備を促進するため必要な施策を講ずるものとする。

(住宅地区の改良)

第二十一条 国及び地方公共団体は、不良住宅が密集する地区的環境の整備改善を図り、当該地区的居住者等に對して低廉な家賃で賃貸する改良住宅の集団的建設を促進するため必要な施策を講ずるものとする。

密接する地区的環境の整備改善を図り、当該地区的居住者等に對して低廉な家賃で賃貸する改良住宅の集団的建設を促進するため必要な施策を講ずるものとする。

第五章 住宅災害に関する施策

第二十二条 国及び地方公共団体は、住宅を災害から保護するため、急傾斜地、地盤沈下の著しい地域等において宅地の造成、住宅の建設等の行為を禁止し、若しくは制限し、又は既存住宅の移転を促進する等の措置を講ずるとともに、耐火耐震建築物の建設を促進する等必要な施策を講ずるものとする。

(災害を受けた住宅の復興の促進)

第二十三条 国及び地方公共団体は、災害を受けた住宅の復興を促進するため、災害を受けた住宅の補修又は当該住宅に代わるべき住宅の建設等を行う者に對し、その費用の一部につき補助を行なうとともに、長期かつ低利の資金の融通を行なう等必要な施策を講ずるものとする。

(災害を受けた住宅の復興の促進)

第二十四条 国及び地方公共団体は、住宅及び宅地の取引の公正を確保するとともに、住宅及び宅地の利用を促進するため、住宅及び宅地の取引に關する事業の適正な運営を図る等必要な施策を講ずるものとする。

(住宅地における公共施設等の整備)

第二十五条 国及び地方公共団体は、住宅に関する良好な居住環境を確保するため、道路、鉄道、公園、下水道等の公共施設及び学校、病院等の公益的施設の整備の促進に努めるものとする。

(行政組織の整備等)

第二十六条 国及び地方公共団体は、住宅に関する施設を講ずるにつき、相協力するとともに、住宅行政の一元化を図る等行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

(行政組織の整備等)

第二十七条 国は、公布の日から施行する。

公営住宅法の一部を改正する法律案

二八

公営住宅法の一部を改正する法律

公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)

の一部を次のように改正する。

目次中「第三章の二 公営住宅建替事業(第二

十三条の三 第二十三条の十)」を「第三章の二

公営住宅建替事業等(第二十三条の三 第二十三

条の十五)」に改める。

第三条に後段として、次のように加える。

この場合においては、老人、母子家庭、心身

障害者等について、特別の配慮をしなければな

らない。

第七条第一項中「二分の一」を「三分の一」に、

「三分の二」を「四分の三」に改め、同条第二項

中「二分の一以内を補助することができる」を「三

分の二を補助しなければならない」に改め、同条

に次の一項を加える。

5 第三条に規定する標準工事費は、老人、身体

障害者その他特別な構造又は設備を有する住宅

を必要とする者として政令で定める者のための

公営住宅については、当該必要とする特別な構

造又は設備に応じて定められなければならない。

第七条の次に次の二条を加える。

(関連公共施設等の整備事業に対する国の補助)

第七条の二 国は、公営住宅の建設を促進するた

め必要があると認める場合においては、予算の

範囲内において、政令で定める戸数以上の公営

住宅の集団的な建設に関連して必要となる次の

各号に掲げる施設を整備する事業を実施する者

(第一号又は第二号に掲げる施設を整備する事

業については、当該事業を実施する地方公共團

体)に対し、当該事業に要する費用の一部を補

助することができる。

一 道路、水道、下水道その他政令で定める公

共の用に供する施設

二 学校、保育所、診療所その他政令で定める

公益的施設

三 鉄道その他政令で定める輸送施設

2 前項に規定するもののほか、同項の補助に關

し必要な事項は、政令で定める。

(調査費に対する国の補助)

第七条の三 国は、事業主体が公営住宅の建設を

するために必要な土地に関する調査を行う場合

においては、予算の範囲内において、当該事業

主体に対し、当該調査に要する費用の一部を補

助することができる。

第八条第一項中「三分の一」を「四分の三」に、

「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「前

条第三項及び第四項」を「第七条第三項から第五

項まで」に改め、同条第三項中「前条第一項」を

「第七条第一項」に改め、同条に次の一項を加え

る。

6 第七条第五項の規定は、第四項に規定する標

準工事費を定める場合について準用する。

第九条第一項中「前二条」を「第七条又は前二

条」に改め、「工事設計要領書」の下に「又は建設

省令で定める書類」を加える。

第十七条第一号に次のただし書を加える。

ただし、一人の居住の用に供する公営住宅の

入居者については、この限りでない。

「第三章の二 公営住宅建替事業」を「第三章の

二 公営住宅建替事業等」に改める。

二 公営住宅改良事業

第三章の二中第二十三条の十の次に次の五条を

加える。

(公営住宅改良事業)

第二十三条の十一 事業主体は、次の各号に掲げ

る公営住宅で、公営住宅建替事業の施行が適当

でないものについて、公営住宅改良事業(第一

号に掲げる施設を整備する事業を実施する者

(第一号又は第二号に掲げる施設を整備する事

業については、当該事業を実施する地方公共團

体)に対し、当該事業に要する費用の一部を補

助することができる。

一 道路、水道、下水道その他政令で定める公

共の用に供する施設

二 学校、保育所、診療所その他政令で定める

公益的施設

三 鉄道その他政令で定める輸送施設

2 前項に規定するもののほか、同項の補助に關

二 浴室を有しない公営住宅

2 前項に規定する増築基準床面積は、建設省令

で定めるところにより、事業主体が最近五年間

に建設した公営住宅(当該事業主体が最近五年

間に建設した公営住宅がない場合には、当該事

業主体の周辺に存する事業主体で建設省令で定

める要件に該当するものが最近五年間に建設し

た公営住宅)で現に存するものの居住室の床面

積の合計を当該公営住宅に入居している者の総

数で除して得た面積を基準として、事業主体が

定める。

(改良計画)

第二十三条の十二 事業主体は、公営住宅改

良事業を施行しようとするときは、あらかじめ、

公営住宅改良事業に関する計画(以下「改良計

画」という。)を作成して、建設大臣の承認を得

なければならない。

2 改良計画においては、次の各号に掲げる事項

で必要なものを定めなければならない。

一 公営住宅改良事業により増築又は改築すべ

き公営住宅の戸数及び増築又は改築すべき部

分の床面積

二 公営住宅改良事業により浴室を付設すべき

公営住宅の戸数及び浴室の床面積

三 その他建設省令で定める事項

(公営住宅改良事業)

第二十三条の十一 事業主体は、次の各号に掲げ

るところに、あらかじめ、当該改良計画に係る公

営住宅の入居者の同意を得なければならない。

4 第一項の規定により、市町村長が建設大臣の

承認を求めるときは、都道府県知事を経由して

しなければならない。

5 事業主体の長は、第一項の規定による建設大

臣の承認を得たときは、建設省令で定めるところ

により、当該改良計画に係る公営住宅の入居

者(その承認があつた日における入居者に限

る。)に対して、その旨を通知しなければならな

い。

6 前各項の規定は、改良計画の変更(建設省令

で定める軽微な変更を除く。)について準用す

る。この場合において、当該変更に係る前項の規

定による通知は、当該変更により新たに公営

住宅改良事業を施行すべき公営住宅となつたも

のの入居者及び当該事業を施行すべき公営住宅

でなくなつたものの入居者にすれば足りる。

(仮住居の提供)

第二十三条の十三 事業主体は、公営住宅改良事

業の施行に伴い入居者が住居を移転する必要が

あると認めるときは、その者に対して、仮住居

を提供することができる。

(移転料の支払)

第二十三条の十四 事業主体は、公営住宅改良事

業の施行に伴い入居者が住居を移転する必要が

あると認めるときは、その者に対して、建設省

令で定めるところにより、通常必要な移転料を

支払うことができる。

(公営住宅改良事業に対する国の補助)

第二十三条の十五 国は、事業主体が第二十三条

の十一に規定する改良計画に基づいて公営住宅

の施行において、当該事業主体に対し、当該改良

事業の工事費について、第七条第一項に規定す

る補助率の区分に従い、補助しなければならな

い。

2 第七条第三項から第五項までの規定は前項の規

定による国の補助金額の算定について、第九

条の規定は前項の規定による国の補助金の交付

の申請及び交付の決定について準用する。

第三十条第一号中「第九条第二項」の下に「(第

二十三の十五第二項において準用する場合を

含む。」を加え、同条中第六号を第七号とし、第四号の次に次の「一号を

加える。

五 第二十三条の十二第一項(同条第六項にお

いて準用する場合を含む。)の規定による改良

計画の承認

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

この法律による改正後の公営住宅法第七条及び第八条の規定は、昭和五十一年度分の予算に係る国の補助金（昭和五十一年度以前の年度分の国庫債務負担行為に基づき昭和五十二年度以後に支出すべきものとされた国の補助金を除く。）から適用し、昭和五十一年度以前の年度分の国庫債務負担行為に基づき昭和五十二年度以後に支出すべきものとされた国の補助金及び昭和五十一年度以前の年度分の予算に係る国の補助金で昭和五十一年度以後に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

3 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第二百五十号）の一部を次のように改正する。

4 第二十二条第一項中「四分の三」を「五分の四」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「第七条第三項及び第四項」を「第七条第三項から第五項まで」と改める。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

5 前項の規定による改正後の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十二条の規定は、この法律の施行の日以後に改正後の一の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二条第二項の規定により同法第二十二条第一項に規定する措置が指定された災害につき適用する。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

6 沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

別表公営住宅の項中「十分の七・五以内」を「十分の八以内」に改める。

本案施行に要する経費としては、平年度約千億円の見込みである。

昭和五十二年四月六日印刷

昭和五十二年四月七日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局